

令和5年5月臨時会

議案審査特別委員会資料

1. 第 55 号 損害賠償請求事件における和解成立に伴う弁護士費用がわかるもの

監査委員事務局

令和 4 年（ワ）第 55 号損害賠償請求事件に係る弁護士費用

和解により訴訟終結の場合

地裁着手金 3,300,000 円（既払い）

成功報酬 3,500,000 円（概算）

計 6,800,000 円

2. 第 56 号 損害賠償請求事件における和解成立に伴う弁護士費用がわかるもの

市民部斎苑管理課

令和 4 年（ワ）第 56 号損害賠償請求事件に係る弁護士費用

和解により訴訟終結の場合

地裁着手金 3,080,000 円（既払い）

成功報酬 3,000,000 円（概算）

計 6,080,000 円

- 3. 第 55 号 損害賠償請求事件における被告仲川の支払能力を調査したすべての資料
- 5. 第 56 号 損害賠償請求事件における被告■■■■らの支払能力を調査したすべての資料
- 22. 被告の資産状況がわかる書類

監査委員事務局、市民部斎苑管理課

☆ 令和 4 年 4 月報告分

資産等変更報告及び関連会社等報告の概要（仲川市長）

◎資産等変更報告の概要

（令和 3 年 1 2 月 3 1 日現在）

○土地		変更なし
○建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		変更なし
○建物		変更なし
○預金・貯金 （当座預金・普通預金及び普通貯金は除きます。）	・預金の総額	変更なし
	・貯金の総額	変更なし
○有価証券		変更なし
○自動車・船舶・航空機・美術工芸品	・自動車	変更なし
	・船舶	変更なし
	・航空機	変更なし
	・美術工芸品	変更なし
○ゴルフ場の利用に関する権利		変更なし
○貸付金		変更なし
○借入金		33,181,854 円

※ 任期開始に伴う報告書等（令和 3 年 7 月 3 1 日現在）提出時以降に、変更がないものについては「変更なし」と記載しています。

◎関連会社等報告

該当なし

※ 令和4年4月1日において、報酬を得て会社その他の法人の役員などに就いている状況です。

☆ 任期開始時（令和3年7月31日）の資産等報告（仲川市長）

◎資産等報告の概要

（令和3年7月31日現在）

○土地			
所在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
奈良市	12,197.44 m ²	135,472,900 円	敷地権割合 7334/1964746
○建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権			該当なし
○建物			
所在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
奈良市	80.15 m ²	5,608,612 円	居宅
奈良市	4.57 m ²	115,248 円	車庫
○預金・貯金 (当座預金・普通預金及び普通貯金は除きます。)		・預金の総額	該当なし
		・貯金の総額	該当なし
○有価証券			該当なし
○自動車・船舶・航空機・美術工芸品		・自動車	小型自動車 1台
		・船舶	該当なし
		・航空機	該当なし
		・美術工芸品	該当なし

○ゴルフ場の利用に関する権利	該当なし
○貸付金	該当なし
○借入金	33,554,194 円

* 任期開始に伴う報告書等の提出については、資産等に関する報告のみ義務付けられています。

☆ 令和4年6月報告分

令和3年分の所得等報告（仲川市長）

◎所得等の報告

（令和3年12月31日現在）

	所得金額	基因となった事実
給与所得	16,616,228円	奈良市からの給与など

被告■■■■らの支払能力を調査したすべての資料

下記の仮差押を行っている。

他の調査は行っていない。

仮差押を行っている元地権者の資産について

1 預金債権

名義人	金融機関	内 容	金 額	
■■■氏	■■■■	■■■■	■■■■	
	■■■■	■■■■	■■■■	
		■■■■	■■■■	■■■■
		■■■■	■■■■	■■■■
	合 計		6,083,058 円	
■■■氏	■■■■	■■■■	■■■■	
		■■■■	■■■■	
		■■■■	■■■■	
		■■■■	■■■■	
	合 計		24,136,125 円	
	総合計		30,219,183 円	

2 不動産

■■■氏自宅土地・建物 固定資産評価額計 37,685,091 円

持ち分 ■■■氏 13分の9

■■■氏 13分の4

4. 第55号 損害賠償請求事件における被告仲川の支払能力を調査し、裁判所に提出した
すべての資料

監査委員事務局

該当する資料はございません。

6 第56号 損害賠償請求事件における被告■■■■らの支払能力を調査し、裁判所に提出した
すべての資料

市民部斎苑管理課

該当する資料はございません。

7. 第55号 損害賠償請求事件における原告側と原告代理人側との間で送受信された

全てのメールもしくはその中身がわかるもの

監査委員事務局

差出人 "弁護士 藤本卓司" [REDACTED]
送信日時 2023年03月27日 (月) 11:09
To: "藤本 英雄" [REDACTED]
標題 裁判所の和解案の事前提示

奈良市 監査委員事務局
主幹 藤本 英雄

裁判所から正式の和解案が31日に出される前に事前に提示されたものです。

奈良市西大寺栄町3-23 サンローゼビル4階
秋篠法律事務所
Tel 0742-32-5211 fax 0742-36-6825
弁護士 藤本卓司

📎奈良市和解案.pdf (application/pdf)

差出人 "弁護士 藤本卓司" [REDACTED]

送信日時 2023年04月03日 (月) 10:08

To: "藤本 英雄" <[REDACTED]>

標題 裁判所提示和解案

奈良市 監査委員事務局
主幹 藤本 英雄 様

裁判所から提示された和解案をお送りします。
ごく一部に語句の修正があるほかは事前提示案と同じで内容は全く同一です。

奈良市西大寺栄町3-23 サンローゼビル4階
秋篠法律事務所
Tel 0742-32-5211 fax 0742-36-6825
弁護士 藤本卓司

-----Original Message-----

From: 弁護士 藤本卓司 [REDACTED]

Sent: Monday, March 27, 2023 11:09 AM

To: "藤本 英雄" <[REDACTED]>

Subject: 裁判所の和解案の事前提示

奈良市 監査委員事務局
主幹 藤本 英雄

裁判所から正式の和解案が31日に出される前に事前に提示されたものです。

奈良市西大寺栄町3-23 サンローゼビル4階
秋篠法律事務所
Tel 0742-32-5211 fax 0742-36-6825
弁護士 藤本卓司

[[裁判所提示和解案.pdf (application/pdf)]]

差出人 "弁護士 藤本卓司" [REDACTED]

送信日時 2023年04月11日 (火) 11:19

To: "藤本 英雄" [REDACTED]

標題 和解条項案

藤本 様

先方から従前の和解案の修正版が送られてきました。
同じ日に送られてきていて、それに気がつくのが遅れてご報告が遅れました。
内容に変更はありません。ただ、56号事件の和解条項案と共通化するための表現
の調整です。

なお、昨日、電話でいただいたご要望については改めて先方の代理人に確認しま
す。特に、第2項の(2)については「通常被告に送達すべき日」が起算日になっ
ていて依然として明確ではないように思います。例えば、「納付書を発送した日から1
か月以内」という表現はいかがでしょうか。ご意向をご連絡ください。

奈良市西大寺栄町3-23 サンローゼビル4階
秋篠法律事務所
TEL 0742-32-5211 fax 0742-36-6825
弁護士 藤本卓司

📎合意書.pdf (application/pdf)

差出人 "藤本 英雄" [REDACTED]

送信日時 2023年04月11日 (火) 14:10

To: "弁護士 藤本卓司" [REDACTED]

Cc: "中村 仁" [REDACTED]

標題 和解条項案

秋篠法律事務所
弁護士 藤本卓司様

ありがとうございます。受信確認いたしました。
内容確認し、また連絡させていただきます。

630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 監査委員事務局

主幹 藤本 英雄

TEL・FAX 0742-34-4770

kansa@city.nara.lg.jp

[REDACTED] **

差出人 "弁護士 藤本卓司" [REDACTED]

送信日時 2023年04月19日 (水) 11:48

To: "藤本 英雄" [REDACTED]

標題 最終和解案

藤本 様

裁判所から最終の和解条項案が送られてきましたのでお送りします。

奈良市西大寺栄町3-23 サンローゼビル4階

秋篠法律事務所

TEL 0742-32-5211 fax 0742-36-6825

弁護士 藤本卓司

📎最終和解案.pdf (application/pdf)

メールの印刷

Page 1 of 1

差出人 "弁護士 藤本卓司" [REDACTED]

送信日時 2023年04月25日 (火) 12:11

To: "藤本 英雄" [REDACTED]

標題 和解案

藤本 様

本日の協議内容を踏まえた最終的な和解案が裁判所から送られてきましたのでお送りします。

奈良市西大寺栄町3-23 サンローゼビル4階
秋篠法律事務所
Tel 0742-32-5211 fax 0742-36-6825
弁護士 藤本卓司

④第5号等 和解条項案R5.4.25.pdf (application/pdf)

8. 第56号 損害賠償請求事件における原告側と原告代理人側との間で送受信された

全てのメールもしくはその中身がわかるもの

市民部斎苑管理課

差出人 "Takeshi Wada/KLP" [REDACTED]
送信日 2023年03月08日 (水) 21:14
時
To: "斎苑管理課" <salenkanri@city.nara.lg.jp>
Cc: "近原 英孝" [REDACTED], "Yasuo Yamagata/KLP"
[REDACTED]
標題 期日報告等 (新斎苑訴訟について)

奈良市 斎苑管理課
課長 近原 英孝 様

大変お世話になっております。

先日の [REDACTED] 氏ら訴訟の期日について、添付の通りご報告いたします。
また、期日後に、 [REDACTED] 氏ら代理人とやり取りし、相手方が裁判所に対して和解金額の合理性の説明、及び減額を求める理由付けのために提出していた書面を共有してもらいましたので、和解案検討に向けた参考資料として、併せて添付します。

加えて、だいたい前にお預かりしておりました恐縮ですが、今後の進行スケジュール等の想定資料に一部コメントを付しましたので、ご確認ください。
黄色部分は削除する箇所、水色部分は追加する箇所となります。
なお、下段の想定パターン及びスケジュールは特に追記していませんが、上段の変更に合わせて修正・削除することによりかと思っております。

議決の取り方に関する検討状況については、進捗がありましたら適宜ご共有いただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いたします。

=====
弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士 和田 健
〒541-0041
大阪市中央区北浜2-5-23
小寺プラザ12階 (受付11階)
TEL : 06-6231-3210
FAX : 06-6231-3377
E-mail : [REDACTED]
=====

①230308_期日報告書7 (奈良市× [REDACTED] 氏ら) .pdf (application/pdf)
②和解上申書 ([REDACTED] 氏ら) .zip (application/x-zip-compressed)
③新斎苑損害賠償請求訴訟_今後の流れ_20230308.xlsx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.spreadsheetml.sheet)

差出人 "Takeshi Wada/KLP" [REDACTED]

送信日時 2023年03月30日 (木) 16:41

To: "斎苑管理課" <salenkanri@city.nara.lg.jp>

Cc: "近原 英孝" [REDACTED]

標題 [REDACTED] 氏ら訴訟和解案

奈良市 斎苑管理課
近原 様

大変お世話になっております。
添付の通り、裁判所からの和解案を受領しましたので、共有いたします。
支払方法について山田弁護士、犬飼弁護士と詰めているのですが、なかなか早期の調整が難しいところも
あり、善後策を検討しておりますので、またお電話にてご相談できればと存じます。
どうぞよろしくお願いたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

202303329_裁判所和解案(奈良市vs [REDACTED] 氏外1).pdf (application/pdf)

差出人 "Takeshi Wada/KLP" [REDACTED]

送信日時 2023年04月04日 (火) 18:55

To: "近原 英孝" [REDACTED]

標題 和解条項案 ([REDACTED]氏ら訴訟)

近原様

大変お世話になっております。

[REDACTED]氏ら訴訟の件、相手方代理人との間で、先日お伝えしたような形で、二回に分けて支払いを受ける
(初回1000万、残金2000万) ということで調整しています。

同内容に沿って添付の通り和解条項案を作成しましたので、ご確認ください。

なお、向井副市長には別途同じ内容の和解条項案をお送りしております。

よろしくお願いいたします。

弁護士法人関西法律特許事務所

和田 健

20230404_和解条項案 ([REDACTED]氏ら訴訟).docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

差出人 "近原 英孝" [REDACTED]
 送信日時 2023年04月05日 (水) 10:47
 To: "Takeshi Wada/KLP" [REDACTED]
 標題 Re: 和解条項案 ([REDACTED] 氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

弁護士法人関西法律特許事務所
 弁護士 和田様

いつもお世話になっております。
 和解条項案をご送付いただきありがとうございます。

和解条項案についてお教えいただきたいことがございます。
 お忙しいところ恐縮ですが、ご教示のほどお願いできますでしょうか。

Q1: 「被告ら」について
 今回、[REDACTED] 兄妹を[REDACTED] 氏らとしていますが、通常こういう場合、納付書の宛名等は両名の連名とするものですか。裁判所は「被告[REDACTED] 氏ら」としてありますが、当方で、2人分3,000万円を兄妹それぞれに1,500万円ずつと分割してよい（または、通常、分割する）ものでしょうか。

Q2: 解決金の支払時期について
 市が作成する納付書には通常納期限を入れるため、「当該納付書が被告らに到達した後、14日以内とする。」を「当該納付書に記載の納期限までに支払うものとする。」等にすることは可能ですか。

Q3: 解決金の分割について
 解決金を分割し、前金1,000万円の支払い後に預貯金債権の仮差押を取り下げることで調整いただいているとのことですが、分割にしないと[REDACTED] 氏が支払いに同意しないと思う反面、不動産債権の価値が2,000万円以上ないと、部外者から様々な指摘を受けるようにも思います。一般的にこうした場合、不動産債権の価値について、現時点で確認しておくものでしょうか。また、そうした確認はそもそも可能でしょうか。

Q4: 仮差押の取下げについて
 仮差押取下げ手続きの流れと必要な時間はどのくらいでしょうか。また、供託金は全額戻るものでしょうか。

Q5: 和解条項の文面について
 和解条項は、和解案に支払に係る規定が追加されたもののお話だと思っています。5頁ほどの和解案に、今回お送りいただいた1頁の和解条項が合体した全6頁ほどの和解条項案が裁判所から提示されるとの認識でよろしいでしょうか。

よろしくお願いたします。

奈良市斎苑管理課 近原

----- Original Message -----
 Subject: 和解条項案 ([REDACTED] 氏ら訴訟)
 Date: Tue, 4 Apr 2023 09:55:27 +0000
 From: Takeshi Wada/KLP [REDACTED]
 To: "近原 英孝" [REDACTED]
 Takeshi Wada/KLP wrote:

- > 近原様
- >
- > 大変お世話になっております。
- > [REDACTED] 氏ら訴訟の件、相手方代理人との間で、先日お伝えしたような形で、二回に分けて支払いを受ける(初回1000万、残金2000万)ということで調整しています。
- > 同内容に沿って添付の通り和解条項案を作成しましたので、ご確認ください。
- > なお、向井副市長には別途同じ内容の和解条項案をお送りしております。
- > よろしくお願いたします。

差出人 "Takeshi Wada/KLP" [REDACTED]
送信日時 2023年04月05日 (水) 12:20
To: "近原 英孝" [REDACTED]
標題 RE: 和解条項案 ([REDACTED]氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

近原様

お世話になっております。

ご質問の件、それぞれ以下の通りです。

Q1: 「被告ら」について

今回、[REDACTED]兄妹を[REDACTED]らとしていますが、通常こういう場合、納付書の宛名等は両名の連名とするものですか。裁判所は「被告[REDACTED]ら」としていますが、当方で、2人分3,000万円を兄妹それぞれに1,500万円ずつと分割してよい(または、通常、分割する)ものでしょうか。

⇒ 法的な支払義務の所在という観点では、[REDACTED]氏兄妹が二人で合計3000万円を支払う義務を負っており、どちらがいくらずつ支払うかについては任意であるということになります。納付書についてどのように発行するかは、奈良市の会計処理上、適宜の方法で構わないかと思えます。名宛人を連名にして3000万円一通で出すことができれば、一番分かりやすいでしょう。それができない場合、例えば、[REDACTED]氏兄を名宛人として納付書が発行したとしても、実際には[REDACTED]氏妹が支払いを行っても構わないというのであれば、特に名宛人にこだわる必要はなく、3000万円の納付書一通を作成すれば問題ないと思われま。

Q2: 解決金の支払時期について

市が作成する納付書には通常納期限を入れるため、「当該納付書が被告らに到達した後、14日以内とする。」を「当該納付書に記載の納期限までに支払うものとする。」等にすることは可能ですか。

⇒ 支払の猶予期間がどの程度あるのかについては、和解の内容となるので、期限は明確に定めておく必要があります。そのため、納付書に記載する納期限について事前に調整できるのであれば、和解条項に記載する期限をそれに合わせておくこととなります。もっとも、今回は、納付書の発行まで間があり、確定期限を入れることが難しいかもしれません。そのため、例えば、「当該納付書に記載の納期限(当該納付書が郵送の方法により通常被告らに到達すべき日より14日以上後の日付を記載するものとする)までに支払うものとする。」といった記載が考えられます。

Q3: 解決金の分割について

解決金を分割し、前金1,000万円の支払い後に預貯金債権の仮差押を取り下げることで調整いただいているとのことですが、分割にしないと[REDACTED]氏が支払いに同意しないと思ふ反面、不動産債権の価値が2,000万円以上ないと、部外者から様々な指摘を受けるようにも思います。一般的にこうした場合、不動産債権の価値について、現時点で確認しておくものでしょうか。また、そうした確認はそもそも可能でしょうか。

⇒ 不動産の価値については、事前に概算で把握して、説明できるようにしておく必要があります。本件の場合、土地建物を合わせた固定資産税評価額が約3500万円ですので、市街地の固定資産税評価額は、一般的に市場価格の7割程度となることから、概算で5000万円程度の時価額と見込まれます。また、競売を行った場合の落札額としては、最大限保守的に見れば時価の半額程度まで下がる可能性もあることから、約2500万円程度となることも想定範囲内といえます。いずれにせよ、残金2000万円を支払わずに逃げるよりは、支払ったうえで不動産の仮差押えを取り下げてもらった方が[REDACTED]氏らとして合理的であると説明できます。

Q4: 仮差押の取下げについて

仮差押取下げ手続きの流れと必要な時間はどのくらいでしょうか。また、供託金は全額戻るものでしょうか。

⇒ 取下げ自体は申立てから数日程度で完了し、裁判所から金融機関に仮差押取下げ(預金封鎖の解除)についての連絡がなされます。供託金については、別途に担保取消申立てを行うことで全額返還されます。

Q5：和解条項の文面について

和解条項は、和解案に支払に係る規定が追加されたもののお話だったと思っています。

5頁ほどの和解案に、今回お送りいただいた1頁の和解条項が合体した全6頁ほどの和解条項案が裁判所から提示されるとの認識でよろしいでしょうか。

⇒

和解案に支払に係る規定を追加するというのは、和解案の内容に、支払い方法に関する記載等を追加すれば、和解条項が出来上がるという意味です。

言葉足らずですみません。

ですので、和解案の内容は「■■■■氏が原告に3000万円を支払う」というものだったので、それについて支払方法その他の事務的な内容を追加したものが、昨日送付した和解条項となります。

裁判所から、特に改めて何かが提示されるということではなく、和解の成立時に、双方合意した和解条項を内容に含む和解調書が裁判所によって作成されます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

-----Original Message-----

From: 近原 英孝

Sent: Wednesday, April 5, 2023 10:48 AM

To: Takeshi Wada/KLP

Subject: Re: 和解条項案(■■■■氏ら訴訟)についてご教示いただけますか。

弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士 和田 健

いつもお世話になっております。

和解条項案をご送付いただきありがとうございました。

和解条項案についてお教えいただきたいことがございます。

お忙しいところ恐縮ですが、ご教示のほどお願いできますでしょうか。

Q1：「被告ら」について

今回、■■■■兄妹を■■■■らとしていますが、通常こういう場合、納付書の宛名等は両名の連名とするものですか。裁判所は「被告■■■■ら」としていますが、当方で、2人分3,000万円を兄妹それぞれに1,500万円ずつと分割してよい(または、通常、分割する)ものでしょうか。

Q2：解決金の支払時期について

市が作成する納付書には通常納期限を入れるため、「当該納付書が被告らに到達した後、14日以内とする。」を「当該納付書に記載の納期限までに支払うものとする。」等にすることは可能ですか。

Q3：解決金の分割について

解決金を分割し、前金1,000万円の支払い後に預貯金債権の仮差押を取り下げること調整いただいているとのことですが、分割にしないと■■■■氏が支払いに同意しないと思う反面、不動産債権の価値が2,000万円以上ないと、部外者から様々な指摘を受けるようにも思います。一般的にこうした場合、不動産債権の価値について、現時点で確認しておくものでしょうか。また、そうした確認はそもそも可能ですでしょうか。

Q4：仮差押の取下げについて

仮差押取下げ手続きの流れと必要な時間ほどのくらいでしょうか。また、供託金は全額戻るものでしょうか。

Q5：和解条項の文面について

和解条項は、和解案に支払に係る規定が追加されたもののお話だったと思っています。

5頁ほどの和解案に、今回お送りいただいた1頁の和解条項が合体した全6頁ほどの和解条項案が裁判所から提示されるとの認識でよろしいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

奈良市斎苑管理課 近原

----- Original Message -----

Subject: 和解条項案 ([redacted] 氏ら訴訟)
Date: Tue, 4 Apr 2023 09:55:27 +0000
From: Takeshi Wada/KLP [redacted]
To: "近原 英孝" [redacted]
Takeshi Wada/KLP wrote:

- > 近原様
- >> 大変お世話になっております。
- >> [redacted] 氏ら訴訟の件、相手方代理人との間で、先にお伝えしたような形で、二回に分けて支払いを受ける
(初回1000万、残金2000万)というご事で調整しています。
- > 同内容に沿って添付の通り和解条項案を作成しましたので、ご確認ください。
- > なお、尚井副市長には別途同じ内容の和解条項案をお送りしております。
- > よろしくお願いたします。
- >>
- >> 弁護士法人関西法律特許事務所
- >> 和田 健
- >>



奈良市 市民部 斎苑管理課
 近原 英孝 (ちかはら ひでたか)
 〒630-8580
 奈良市三条大路南一丁目1番1号
 TEL:0742-34-5161 (直通)
 FAX:0742-34-5140

mail: [redacted]
 sahenkanri@city.nara.lg.jp
 (課代表)



差出人 "近原 英孝" [REDACTED]

送信日時 2023年04月05日 (水) 13:04

To: "Takeshi Wada/KLP" [REDACTED]

標題 RE: 和解条項案 ([REDACTED] 氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

弁護士法人関西法律特許事務所
 弁護士 和田様

いつもお世話になっております。
 早速のご回答ありがとうございました。

今後ともよろしく申し上げます。

齋苑管理課 近原

----- Original Message -----

Subject: RE: 和解条項案 ([REDACTED] 氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

Date: Wed, 5 Apr 2023 03:20:28 +0000

From: Takeshi Wada/KLP [REDACTED]

To: "近原 英孝" [REDACTED]

Takeshi Wada/KLP wrote:

> 近原様

>

> お世話になっております。

>

> ご質問の件、それぞれ以下の通りです。

>

> Q1: 「被告ら」について

>

> 今回、[REDACTED] 兄妹を [REDACTED] らとしていますが、通常こういう場合、納付書の宛名等は両名の
 > 連名とするものですか。裁判所は「被告 [REDACTED] ら」としてありますが、当方で、2人分3,000万円を
 > 兄妹それぞれに1,500万円ずつと分割してよい（または、通常、分割する）ものでしょうか。

> =>

> 法的な支払義務の所在という観点では、[REDACTED] 氏兄妹が二人で合計3000万円を支払う義務を負っており、
 > どちらがいくらずつ支払うかについては任意であるということになります。

> 納付書についてどのように発行するかは、奈良市の会計処理上、適宜の方法で構わないかと思えます。

> 各宛人を連名にして3000万円一通で出すことができれば、一番分かりやすいでしょう。

> それができない場合、例えば、[REDACTED] 氏兄を名宛人として納付書を発行したとしても、実際には [REDACTED] 氏妹
 > が支払いを行っても構わないというのであれば、特に名宛人にこだわる必要はなく、3000万円の納付書
 > 一通を作成すれば問題ないと思われれます。

>

> Q2: 解決金の支払時期について

>

> 市が作成する納付書には通常納期限を入れるため、「当該納付書が被告らに到達した後、

> 14日以内とする。」を「当該納付書に記載の納期限までに支払うものとする。」等にする

> ことは可能ですか。

> =>

> 支払の猶予期間がどの程度あるのかについては、和解の内容となるので、期限は明確に定めておく必要

> があります。

> そのため、納付書に記載する納期限について事前に調整できるのであれば、和解条項に記載する期限を
 > それに合わせておくこととなります。

> もっとも、今回は、納付書の発行まで間があり、確定期限を入れることが難しいかもしれませんが。

> そのため、例えば、「当該納付書に記載の納期限（当該納付書が郵送の方法により通常被告らに到達す
 > るべき日より14日以上後の日付を記載するものとする）までに支払うものとする。」といった記載が考え
 > られます。

>

> Q3: 解決金の分割について

>

> 解決金を分割し、前金1,000万円の支払い後に預貯金債権の仮差押を取り下げることで調整

> いただいているとのことですが、分割にしないと [REDACTED] 氏が支払いに同意しないと思う反面、

> 不動産債権の価値が2,000万円以上ないと、部外者から様々な指摘を受けるようにも思えます。

>

> 一般的にごうした場合、不動産債権の価値について、現時点で確認しておくものでしょうか。

また、そうした確認はそもそも可能でしょうか。

不動産の価値については、事前に概算で把握して、説明できるようにしておく必要があります。
 本件の場合、土地建物を合わせた固定資産税評価額が約3500万円ですので、市街地の固定資産税評価額は、一般的に市場価格の7割程度となることがから、概算で5000万円程度の時価額と見込まれます。
 また、競売を行った場合の落札額としては、最大限保守的に見れば時価の半額程度まで下がる可能性もあることから、約2500万円程度となることも想定範囲内といえます。
 いずれにせよ、残金2000万円を支払わずに逃げるよりは、支払ったうえで不動産の仮差押えを取り下げてもらった方が、**氏ら**として合理的であると説明できます。

Q4：仮差押の取下げについて

仮差押取下げ手続きの流れと必要な時間はどのくらいでしょうか。また、供託金は全額戻るものでしょうか。

取下げ自体は申立てから数日程度で完了し、裁判所から金融機関に仮差押取下げ（預金封鎖の解除）についての連絡がなされます。
 供託金については、別途に担保取消申立てを行うことで全額返還されます。

Q5：和解条項の文面について

和解条項は、和解案に支払に係る規定が追加されたもののお話だと思っております。
 5頁ほどの和解案に、今回お送りいただいた1頁の和解条項が合体した全6頁ほどの和解条項案が裁判所から提示されるとの認識でよろしいでしょうか。

和解案に支払に係る規定を追加するというのは、和解案の内容に、支払い方法に関する記載等を追加すれば、和解条項が出来上がるという意味です。

言葉足らずですみません。
 ですので、和解案の内容は「**氏ら**が原告に3000万円を支払う」というものだったので、それについて支払方法その他の事務的な内容を追加したものが、昨日送付した和解条項となります。
 裁判所から、特に改めて何かか提示されるといことはなく、和解の成立時に、双方合意した和解条項内容を含む和解調書が裁判所によって作成されます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
 和田 健

-----Original Message-----

From: 近原 英孝
 Sent: Wednesday, April 5, 2023 10:48 AM
 To: Takeshi Wada/KLP
 Subject: Re: 和解条項案（**氏ら**訴訟）についてご教示いただけますか。

弁護士法人関西法律特許事務所
 弁護士 和田様

いつもお世話になっております。
 和解条項案をご送付いただきありがとうございます。

和解条項案についてお教えいただきたいことがございます。
 お忙しいところ恐縮ですが、ご教示のほどお願いできますでしょうか。

Q1：「被告ら」について

今回、**兄妹**を**ら**としていますが、通常こういう場合、納付書の宛名等は両名の連名とするものですか。裁判所は「被告**ら**」としていますが、当方で、2人分3,000万円を兄妹それぞれに1,500万円ずつと分割してよい（または、通常、分割する）ものでしょうか。

Q2：解決金の支払時期について

市が作成する納付書には通常納期限を入れるため、「当該納付書が被告らに到達した後、14日以内とする。」を「当該納付書に記載の納期限までに支払うものとする。」等にすることは可能ですか。

Q3：解決金の分割について

解決金を分割し、前金1,000万円の支払い後に預貯金債権の仮差押を取り下げることで調整いただいているとのことですが、分割にしないと**氏**が支払いに同意しないと思う反面、

差出人 "Takeshi Wada/KLP" [redacted]

送信日時 2023年04月05日 (水) 15:10

To: "近原 英孝" [redacted]

標題 RE: 和解条項案 ([redacted]氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

近原様

お世話になっております。
和解条項について、納期限に関する記載を先のメールの通り変更し、担保取消への同意文書を追加したバージョンを送付しますので、再度ご確認いただけますでしょうか。
よろしくお願いたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

-----Original Message-----

From: 近原 英孝 [redacted]

Sent: Wednesday, April 5, 2023, 1:05 PM

To: Takeshi Wada/KLP [redacted]

Subject: RE: 和解条項案 ([redacted]氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士 和田 健

いつもお世話になっております。
早速のご回答ありがとうございます。

今後ともよろしくお願いいたします。

斎苑管理課 近原

-----Original Message-----

Subject: RE: 和解条項案 ([redacted]氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

Date: Wed, 5 Apr 2023 03:20:28 +0000

From: Takeshi Wada/KLP [redacted]

To: "近原 英孝" [redacted]

Takeshi Wada/KLP wrote:

- > 近原様
- >
- > お世話になっております。
- >
- > ご質問の件、それぞれ以下の通りです。
- >
- > Q1: 「被告ら」について
- > 今回、[redacted] 兄妹を [redacted] としていますが、通常こういう場合、納付書の宛名等は両名の
- > 連名とするものですか。裁判所は「被告 [redacted] ら」としていますが、当方で、2人分3,000万円を
- > 兄妹それぞれに1,500万円ずつと分割してよい（または、通常、分割する）ものでしょうか。
- > =>
- > 法的な支払義務の所在という観点では、[redacted] 氏兄妹が二人で合計3000万円を支払う義務を負っており、
- > どちらがいくらずつ支払うかについては任意であるということになります。
- > 納付書についてどのように発行するかは、奈良市の会計処理上、適宜の方法で構わないかと思えます。
- > 名宛人を連名にして3000万円一通で出すことができれば、一番分かりやすいでしょう。
- > それができない場合、例えば、[redacted] 氏兄を名宛人として納付書を発行したとしても、実際には [redacted] 氏妹
- > が支払いを行っても構わないというのであれば、特に名宛人にこだわる必要はなく、3000万円の納付書
- > 一通を作成すれば問題ないと思われます。
- >
- > Q2: 解決金の支払時期について
- > 市が作成する納付書には通常納期限を入れるため、「当該納付書が被告らに到達した後、
- > 14日以内とする。」を「当該納付書に記載の納期限までに支払うものとする。」等にする

> ことは可能ですか。

> =>

> 支払の猶予期間がどの程度あるのかについては、和解の内容となるので、期限は明確に定めておく必要があります。

> そのため、納付書に記載する納期限について事前に調整できるのであれば、和解条項に記載する期限をそれに合わせておくこととなります。

> もっとも、今回は、納付書の発行まで間があり、確定期限を入れることが難しいかもしれません。

> そのため、例えば、「当該納付書に記載の納期限（当該納付書が郵送の方法により通常被告らに到達すべき日より14日以上後の日付を記載するものとする）までに支払うものとする。」といった記載が考えられます。

> =>

> Q3：解決金の分割について

> 解決金を分割し、前金1,000万円の支払い後に預貯金債権の仮差押を取り下げることで調整

> いただいているとのことですが、分割にしないと■■■■氏が支払いに同意しないと思う反面、

> 不動産債権の価値が2,000万円以上ないと、部外者から様々な指摘を受けるようにも思います。

> 一般的にこうした場合、不動産債権の価値について、現時点で確認しておくものでしょうか。

> また、そうした確認はそもそも可能でしょうか。

> =>

> 不動産の価値については、事前に概算で把握して、説明できるようにしておく必要があります。

> 本件の場合、土地建物を合わせた固定資産税評価額が約3500万円ですので、市街地の固定資産税評価額は、一般的に市場価格の7割程度となることがから、概算で5000万円程度の時価額と見込まれます。

> また、競売を行った場合の落札額としては、最大限保守的に見れば時価の半額程度まで下がる可能性もあることから、約2500万円程度となることも想定内の範囲内といえます。

> いずれにせよ、残金2000万円を支払わずに逃げるよりは、支払ったうえで不動産の仮差押えを取り下げてもらった方が■■■■氏らとして合理的であると説明できます。

> =>

> Q4：仮差押の取下げについて

> 仮差押取下げ手続きの流れと必要な時間はどのくらいでしょうか。また、供託金は全額戻る

> ものでしょうか。

> =>

> 取下げ自体は申立てから数日程度で完了し、裁判所から金融機関に仮差押取下げ（預金封鎖の解除）についての連絡がなされます。

> 供託金については、別途に担保取消申立てを行うことで全額返還されます。

> =>

> Q5：和解条項の文面について

> 和解条項は、和解案に支払に係る規定が追加されたもののお話だと思っています。

> 5頁ほどの和解案に、今回お送りいただいた1頁の和解条項が合体した全6頁ほどの和解

> 条項案が裁判所から提示されるとの認識でよろしいでしょうか。

> =>

> 和解案に支払に係る規定を追加するというのは、和解案の内容に、支払い方法に関する記載等を追加すれば、和解条項が出来上がるという意味です。

> 言葉足らずですみません。

> ですので、和解案の内容は「■■■■氏が原告に3000万円を支払う」というものだったので、それについて支払方法その他の事務的な内容を追加したものが、昨日送付した和解条項となります。

> 裁判所から、特に改めて何か提示されるということではなく、和解の成立時に、双方合意した和解条項を内容に含む和解調書が裁判所によって作成されます。

> =>

> 以上、どうぞよろしく願いいたします。

> =>

> 弁護士法人関西法律特許事務所

> 和田 健

> =>

> -----Original Message-----

> From: 近原 英孝

> Sent: Wednesday, April 5, 2023 10:48 AM

> To: Takeshi Wada/KLP

> Subject: Re: 和解条項案 (■■■■氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

> =>

> 弁護士法人関西法律特許事務所

> 弁護士 和田様

> =>

> いつもお世話になっております。

> 和解条項案をご送付いただきありがとうございますございました。

> =>

差出人 "近原 英孝" [REDACTED]

送信日時 2023年04月05日 (水) 17:40

To: "Takeshi Wada/KLP" [REDACTED]

標題 RE: 和解条項案 ([REDACTED]氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士 和田様

いつもお世話になっております。
和解条項骨子案につきまして、拝見させていただきました。

私は1 (6) 以外については、お示しいただいた内容で良いと思います。
1 (2) につきましては、奈良市会計規則では、納入の通知について、第11条第2項に、
「2 納入義務者への通知は、法令その他の定めがある場合を除き、納入の通知をする日から、
20日以内の納期限を定めて行うものとする。ただし、特別の事由があるものについては、
この限りでない。」とあるため、20日後の納期限で発送すれば2~3日で [REDACTED] 氏宅に送達される
ことから、この内容で大丈夫と考えますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

1 (6) につきましては、勉強不足で申し訳ございませんが、このような記載を入れる
ものでしょうか、よくわかりませんでした。

副市長には私からこの内容をお渡しさせていただいた方がよろしいでしょうか。
また、この骨子案は56号事件のみですが、一方の55号事件は藤本弁護士が作成し、
裁判所で合体されるよの認識で良いでしょうか。監査委員事務局に和解条項案の進展について、
確認したところ、全くわからないとのことでした。

よろしく申し上げます。

斎苑管理課 近原

----- Original Message -----

Subject: RE: 和解条項案 ([REDACTED]氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

Date: Wed, 5 Apr 2023 06:10:02 +0000

From: Takeshi Wada/KLP

To: "近原 英孝" [REDACTED]

Takeshi Wada/KLP wrote:

> 近原様

>

> お世話になっております。

> 和解条項について、納期限に関する記載を先のメールの通り変更し、担保取消への同意文言を追加した
バージョンを送付しますので、再度ご確認いただけますでしょうか。

> よろしくお願いたします。

>

> 弁護士法人関西法律特許事務所

> 和田 健

>

> -----Original Message-----

> From: 近原 英孝 [REDACTED]

> Sent: Wednesday, April 5, 2023 1:05 PM

> To: Takeshi Wada/KLP [REDACTED]

> Subject: RE: 和解条項案 ([REDACTED]氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

>

> 弁護士法人関西法律特許事務所

> 弁護士 和田様

>

> いつもお世話になっております。

> 早速のご回答ありがとうございます。

>

> 今後ともよろしくお願いたします。

>

>

>

>

>

>

>

>

▲ 斎苑管理課 近原

▲ ----- Original Message -----

▲ Subject: RE: 和解条項案 (■■■■氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

▲ Date: Wed, 5 Apr 2023 03:20:28 +0000

▲ From: Takeshi Wada/KLP

▲ To: "近原 英孝"

▲ Takeshi Wada/KLP wrote:

▲ 近原様

▲

▲ お世話になっております。

▲

▲ ご質問の件、それぞれ以下の通りです。

▲

▲ Q1 : 「被告ら」について

▲ 今回、■■■■兄妹を■■■■らとしていますが、通常こういう場合、納付書の宛名等は両名の

▲ 連名とするものですが、裁判所は「被告■■■■ら」としていますが、当方で、2人分3,000万円を

▲ 兄妹それぞれに1,500万円ずつと分割してよい(または、通常、分割する)ものでしょうか。

▲ =>

▲ 法的な支払義務の所在という観点では、■■■■氏兄妹が二人で合計3000万円を支払う義務を負っており、どちらがいくらずつ支払うかについては任意であるということになります。

▲ 納付書についてどのように発行するかは、奈良市の会計処理上、適宜の方法で構わないかと思っております。

▲ 名宛人を連名にして3000万円一通で出すことができれば、一番分かりやすいでしょう。

▲ それができない場合、例えば、■■■■氏兄を名宛人として納付書を発行したとしても、実際には■■■■氏妹が支払いを行っても構わないといつのであれば、特に名宛人にこだわる必要はなく、3000万円の納付書一通を作成すれば問題ないと思われま

▲

▲ Q2 : 解決金の支払時期について

▲ 市が作成する納付書には通常納期限を入れるため、「当該納付書が被告らに到達した後、

▲ 14日以内とする。」を「当該納付書に記載の納期限までに支払うものとする。」等にする

▲ ことは可能ですか。

▲ =>

▲ 支払の猶予期間がどの程度あるのかについては、和解の内容となるので、期限は明確に定めておく必要があります。

▲ そのため、納付書に記載する納期限について事前に調整できるのであれば、和解条項に記載する期限をそれに合わせておくことになります。

▲ もっとも、今回は、納付書の発行まで間があり、確定期限を入れることが難しいかもしれません。

▲ そのため、例えば、「当該納付書に記載の納期限(当該納付書が郵送の方法により通常被告らに到達すべき日より14日以上後の日付を記載するものとする)までに支払うものとする。」といった記載が考えられます。

▲

▲ Q3 : 解決金の分割について

▲ 解決金を分割し、前金1,000万円の支払い後に預貯金債権の仮差押を取り下げること調整

▲ いただいているとのことですが、分割にしないと■■■■氏が支払いに同意しないと思う反面、

▲ 不動産債権の価値が2,000万円以上ないと、部外者から様々な指摘を受けるようにも思います。

▲ 一般的にこうした場合、不動産債権の価値について、現時点で確認しておくものでしょうか。

▲ また、そうした確認はそもそも可能でしょうか。

▲ =>

▲ 不動産の価値については、事前に概算で把握して、説明できるようにしておく必要があります。

▲ 本件の場合、土地建物を合わせた固定資産税評価額が約3500万円ですので、市街地の固定資産税評価額は、一般的に市場価格の7割程度となることがから、概算で5000万円程度の時価額と見込まれます。

▲ また、競売を行った場合の落札額としては、最大限保守的に見れば時価の半額程度まで下がる可能性もあることから、約2500万円程度となることも想定範囲内といえます。

▲ いずれにせよ、残金2000万円を支払わずに逃げるよりは、支払ったうえで不動産の仮差押えを取り下げてもらった方が■■■■氏らとして合理的であると説明できます。

▲

▲ Q4 : 仮差押の取下げについて

▲ 仮差押取下げ手続きの流れと必要な時間はどのくらいでしょうか。また、供託金は全額戻る

▲ ものでしょうか。

▲ =>

▲ 取下げ自体は申立てから数日程度で完了し、裁判所から金融機関に仮差押取下げ(預金封鎖の解除)についての連絡がなされます。

>> 供託金については、別途に担保取消申立てを行うことで全額返還されます。

>> Q5：和解条項の文面について
>> 和解条項は、和解案に支払に係る規定が追加されたもののお話だったと思っています。
>> 5頁ほどの和解案に、今回お送りいただいた1頁の和解条項が合体した全6頁ほどの和解
>> 条項案が裁判所から提示されるとの認識でよろしいでしょうか。

>> =>
>> 和解案に支払に係る規定を追加するというのは、和解案の内容に、支払い方法に関する記載等を追
>> 加すれば、和解条項が出来上がるという意味です。

>> 言葉足らずですみません。
>> ですので、和解案の内容は「■■■■氏が原告に3000万円を支払う」というものだったので、それ
>> について支払方法その他の事務的な内容を追加したものが、昨日送付した和解条項となります。
>> 裁判所から、特に改めて何かが提示されるということはなく、和解の成立時に、双方合意した和解
>> 条項を内容に含む和解調書が裁判所によって作成されます。

>> 以上、どうぞよろしくお願いたします。

>> 弁護士法人関西法律特許事務所
>> 和田 健

>> -----Original Message-----

>> From: 近原 英孝
>> Sent: Wednesday, April 5, 2023 10:48 AM
>> To: Takeshi Wada/KLP
>> Subject: Re: 和解条項案 (■■■■氏ら訴訟) についてご教示いただけますか。

>> 弁護士法人関西法律特許事務所
>> 弁護士 和田様

>> いつもお世話になっております。
>> 和解条項案をご送付いただきありがとうございました。

>> 和解条項案についてお教えいただきたいことがございます。
>> お忙しいところ恐縮ですが、ご教示のほどお願いできますでしょうか。

>> Q1：「被告ら」について
>> 今回、■■■■兄妹を■■■■らとしていますが、通常こういう場合、納付書の宛名等は両名の
>> 連名とするものですか。裁判所は「被告■■■■ら」としていますが、当方で、2人分3,000万円を
>> 兄妹それぞれに1,500万円ずつと分割してよい（または、通常、分割する）ものでしょうか。

>> Q2：解決金の支払時期について
>> 市が作成する納付書には通常納期限を入れるため、「当該納付書が被告らに到達した後、
>> 14日以内とする。」を「当該納付書に記載の納期限までに支払うものとする。」等にする
>> ことは可能ですか。

>> Q3：解決金の分割について
>> 解決金を分割し、前金1,000万円の支払い後に預貯金債権の仮差押を取り下げることで調整
>> いただいているとのことですが、分割にしないと■■■■氏が支払いに同意しないと思う反面、
>> 不動産債権の価値が2,000万円以上ないと、部外者から様々な指摘を受けるようにも思います。
>> 一般的にこうした場合、不動産債権の価値について、現時点で確認しておくものでしょうか。
>> また、そうした確認はそもそも可能でしょうか。

>> Q4：仮差押の取下げについて
>> 仮差押取下げ手続きの流れと必要な時間はどのくらいでしょうか。また、供託金は全額戻る
>> ものでしょうか。

>> Q5：和解条項の文面について
>> 和解条項は、和解案に支払に係る規定が追加されたもののお話だったと思っています。
>> 5頁ほどの和解案に、今回お送りいただいた1頁の和解条項が合体した全6頁ほどの和解
>> 条項案が裁判所から提示されるとの認識でよろしいでしょうか。

>> よろしくお願いたします。

奈良市斎苑管理課 近原

差出人 "近原 英孝" [REDACTED]

送信日時 2023年04月20日 (木) 20:54

To: "Takeshi Wada/KLP" [REDACTED]

標題 資料の送付について (依頼)

弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士 和田様

いつもお世話になっております。
臨時会に向け資料を整理しています。

56号事件について、原告、被告が提出した書面を確認しています。
原告…訴状、準備書面 (1) (2)
被告…答弁書、準備書面 (1) (2) (3)、和解勧誘を求めめる上申書
と認識していますが、それでよいでしょうか。

その中で、原告準備書面 (1) について、(案) はあるのですが、押印の
あるものを見つけることができませんでした。
送付済でしたら申し訳ございませんが、送付いただけますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

奈良市斎苑管理課 近原



奈良市 市民部 斎苑管理課
近原 英孝 (ちかはら ひでたか)
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL: 0742-34-5161 (直通)
FAX: 0742-34-5140
mail: [REDACTED]

saikenkanri@city.nara.lg.jp
(課代表)



差出人 "Takeshi Wada/KLP" [redacted]
送信日時 2023年04月25日 (火) 13:46
To: "近原 英孝" [redacted]
標題 RE: 資料の送付について (依頼)

近原様

お世話になっております。
先ほど、裁判所から、修正後の本日付け和解条項案を受領しましたので共有いたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

-----Original Message-----
From: Takeshi Wada/KLP
Sent: Friday, April 21, 2023 10:04 AM
To: 近原 英孝 [redacted]
Subject: RE: 資料の送付について (依頼)

奈良市 斎苑管理課
課長 近原様

大変お世話になっております。
56号事件の双方主張書面について、添付のとおり押印済み提出版のデータ一式を送付しますので、ご確認
ください。
どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

-----Original Message-----
From: 近原 英孝 [redacted]
Sent: Thursday, April 20, 2023 8:54 PM
To: Takeshi Wada/KLP [redacted]
Subject: 資料の送付について (依頼)

弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士 和田様

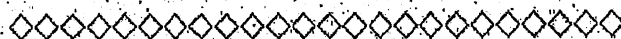
いつもお世話になっております。
臨時会に向け資料を整理しています。

56号事件について、原告、被告が提出した書面を確認しています。
原告…訴状、準備書面 (1)、(2)
被告…答弁書、準備書面 (1)、(2)、(3)、和解勸試を求めめる上申書
と認識していますが、それでよいでしょうか。

その中で、原告準備書面 (1) について、(案)はあるのですが、押印の
あるものを見つけることができませんでした。
送付済でしたら申し訳ございませんが、送付いただけますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

奈良市斎苑管理課 近原



奈良市 市民部 斎苑管理課
近原 英孝 (ちかはら ひでたか)
〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL: 0742-34-5161 (直通)
FAX: 0742-34-5140
mail: [REDACTED]

salenkann@city.nara.lg.jp
(課代表)



[[第55号等 和解条項案R5.4.25.docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

差出人 "Takeshi Wada/KLP" [REDACTED]
送信日時 2023年04月25日 (火) 14:49
To: "近原 英孝" [REDACTED]
標題 RE: 資料の送付について (依頼)

近原様

お世話になっております。
先ほどお電話いただきました件、一応、添付のとおり裁判所から修正版を送っていただきましたので、共有します。
よろしくお願いたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

-----Original Message-----

From: Takeshi Wada/KLP
Sent: Tuesday, April 25, 2023 1:47 PM
To: 近原 英孝 [REDACTED]
Subject: RE: 資料の送付について (依頼)

近原様

お世話になっております。
先ほど、裁判所から、修正後の本日付け和解条項案を受領しましたので共有いたします。
どうぞよろしくお願いたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

-----Original Message-----

From: Takeshi Wada/KLP
Sent: Friday, April 21, 2023 10:04 AM
To: 近原 英孝 [REDACTED]
Subject: RE: 資料の送付について (依頼)

奈良市 斎苑管理課
課長 近原様

大変お世話になっております。
56号事件の双方主張書面について、添付のとおり押印済み提出版のデータ一式を送付しますので、ご確認ください。
どうぞよろしくお願いたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

-----Original Message-----

From: 近原 英孝 [REDACTED]
Sent: Thursday, April 20, 2023 8:54 PM
To: Takeshi Wada/KLP [REDACTED]
Subject: 資料の送付について (依頼)

弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士 和田様

いつもお世話になっております。
臨時会に向け資料を整理しています。

56号事件について、原告、被告が提出した書面を確認しています。

[REDACTED]

差出人 "Takeshi Wada/KLP" [REDACTED]
送信日時 2023年04月25日 (火) 15:12
To: "近原 英孝" [REDACTED]
標題 RE: 資料の送付について (依頼)

近原様

大変失礼いたしました。
添付の通り再送します。

和田

-----Original Message-----

From: Takeshi Wada/KLP
Sent: Tuesday, April 25, 2023 2:49 PM
To: 近原 英孝 [REDACTED]
Subject: RE: 資料の送付について (依頼)

近原様

お世話になっております。
先ほどお電話いただきました件、一応、添付のとおり裁判所から修正版を送っていただきましたので、共有
します。
よろしくお願いいたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

-----Original Message-----

From: Takeshi Wada/KLP
Sent: Tuesday, April 25, 2023 1:47 PM
To: 近原 英孝 [REDACTED]
Subject: RE: 資料の送付について (依頼)

近原様

お世話になっております。
先ほど、裁判所から、修正後の本日付け和解条項案を受領しましたので共有いたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

-----Original Message-----

From: Takeshi Wada/KLP
Sent: Friday, April 21, 2023 10:04 AM
To: 近原 英孝 [REDACTED]
Subject: RE: 資料の送付について (依頼)

奈良市 斎苑管理課
課長 近原様

大変お世話になっております。
56号事件の双方主張書面について、添付のとおり押印済み提出版のデータ一式を送付しますので、ご確
認ください。
どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

99+

ポータル リンク集 スケジュール メッセージ 掲示板 ファイル管理 メモ 伝言メモ ToDoリスト アドレス帳 メール グループメール 通知一覧 正庁・研修室 会議室 共用車予約

お気に入り スペース ワークフロー リモート存在報告

メール 受信箱 メールの詳細

返信する [全員に返信する] 転送する 削除する 印刷用画面 オプション▼ 移動する ステータスを変更

Fw: 氏ら訴訟和解案項案

差出人: (参照/登録)
送信日時: 2023年05月08日 (月) 11:52
To:

From: Takeshi Wada/KLP
Date: Tue, 04 Apr 2023 18:25:43 +09:00
To:
Cc: Yasuo Yamagata/KLP
Subject: 氏ら訴訟和解案項案

向井剛市長様

お世話になっております。

氏ら訴訟の件、先ほどご連絡しました通り、和解案項案を送付しますので、ご確認ください。

支払方法については、氏ら代理人との間で調整・合意した通り、

- ①前金1000万支払い
 - ②債権仮差押取下げ
 - ③残金2000万支払い
 - ④不動産仮差押え取下げ
- という段取りにしています。

内容についてご意見等ございましたら、修正のうえ、氏ら代理人に展開します。

どうぞよろしくお願いたします。

弁護士法人関西法律特許事務所
和田 健

20230404_和解案項案 (氏ら訴訟).docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

受信箱へ

Cybozu Garoon Version 5.9.2

99+

ポータル リンク集 スケジュール メッセージ 掲示板 ファイル管理 メモ 仮置メモ ToDoリスト アドレス帳 メール グループメール 通知一覧 正庁・研修室 会議室 採用窓口

お気に入り スペース ワークフロー リモート存在確認

メール 受信箱 メールの詳細

返信する 全員に返信する 転送する 削除する 印刷用画面 オプション▼ 移動する ステータスを変更

★ Fw:RE: Re: [redacted] 氏ら訴訟和解案項案

送出人 : [redacted] (参照/登録)
送信日時 : 2023年05月08日 (月) 11:55
To : [redacted]

From: Takeshi Wada/KLP <[redacted]>
Date: Tue, 04 Apr 2023 19:32:20 +09:00
To: [redacted]
Subject: RE: Re: [redacted] 氏ら訴訟和解案項案

ありがとうございます。
なお、念のため担当課にも同じ案文を送っています。
よろしく願いいたします。

和田 健

-----Original Message-----

From: [redacted]
Sent: Tuesday, April 4, 2023 7:31 PM
To: Takeshi Wada/KLP <[redacted]>
Subject: Re: [redacted] 氏ら訴訟和解案項案

お疲れさまです。
和解案項案ありがとうございます。
明日、市長にも確認し連絡させていただきます。

受信箱へ

Cybozu Garoon Version 5.9.2

9. 令和3年度中に亡くなられた市民の中で東山霊苑火葬場を使用されなかったと推定される人数がわかるもの

市民部斎苑管理課

令和3年度 東山霊苑火葬場使用実績 (月別)

内訳 月	市 内						市 外				計	行 旅 死亡人	小計	人体の一部			合計	遺体保管				斎場 使用	総計	埋 葬			市施設以外の利用				
	大人	減免	大人 合計	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計				市内	市外	計		市内	市外	減免	計			市内	市外	計	郡山	生駒	飯盛	その他	計
4月	200	2	202	0	5	207	11	0	0	11	218	2	220	4	5	9	229	22	3	2	27	0	256	0	0	0	16	18	53	28	115
5月	220	1	221	0	0	221	10	0	0	10	231	0	231	0	9	9	240	21	1	0	22	0	262	0	0	0	14	26	33	41	114
6月	200	1	201	0	2	203	9	0	0	9	212	1	213	1	9	10	223	13	0	0	13	0	236	0	0	0	12	18	33	27	90
7月	210	0	210	1	3	214	5	0	1	6	220	4	224	5	4	9	233	21	0	3	24	0	257	0	0	0	13	17	38	24	92
8月	187	1	188	2	2	192	9	0	1	10	202	0	202	2	4	6	208	16	0	0	16	0	224	0	0	0	18	18	76	29	141
9月	203	0	203	0	4	207	10	0	0	10	217	0	217	0	11	11	228	16	2	0	18	0	246	0	0	0	16	21	49	34	120
10月	202	1	203	1	4	208	3	0	0	3	211	1	212	2	8	10	222	18	1	2	21	0	243	0	0	0	14	21	58	24	117
11月	157	0	157	0	0	157	8	0	0	8	165	0	165	0	11	11	176	14	0	0	14	0	190	0	0	0	17	24	66	45	152
12月	146	0	146	0	4	150	0	0	0	0	150	2	152	2	6	8	160	25	0	0	25	0	185	0	0	0	21	28	111	78	238
1月	198	1	199	0	0	199	6	0	0	6	205	5	210	2	2	4	214	23	2	3	28	2	244	0	0	0	21	25	76	65	187
2月	228	0	228	0	2	230	7	0	1	8	238	4	242	1	4	5	247	15	1	0	16	1	264	0	0	0	15	27	62	72	176
3月	142	0	142	0	4	146	2	0	1	3	149	2	151	3	6	9	160	2	0	0	2	0	162	0	0	0	25	22	60	97	204
合計	2,293	7	2,300	4	30	2,334	80	0	4	84	2,418	21	2,439	22	79	101	2,540	206	10	10	226	3	2,769	0	0	0	202	265	715	564	1,746

遺体火葬件数

火葬炉使用件数

火葬場全使用件数

10. 現火葬場の令和4年度における火葬一人あたりの総コストがわかるもの

市民部斎苑管理課

令和4年度 「奈良市斎苑 旅立ちの杜」火葬費用

(円)

項目	令和4年度		備考
	実績 (5,270件)	想定 (4,273件)	
維持管理・運営業務委託料	148,313,000	148,313,000	奈良市新斎苑等整備運営事業維持管理・運営業務委託（平成30年3月23日契約；契約期間 平成30年3月23日～令和19年3月31日）の令和4年度分
燃料代 (LPガス)	36,682,193	29,742,507	
電気代	36,585,494	29,664,102	
水道代	362,950	294,286	令和5年3月分は未請求のため、令和5年2月分を仮置
合計	221,943,637	208,013,894	
一人あたりの総コスト	42,115	48,681	

※上記費用は、人体の一部及び動物の火葬、待合室や多目的室等の施設利用を含む

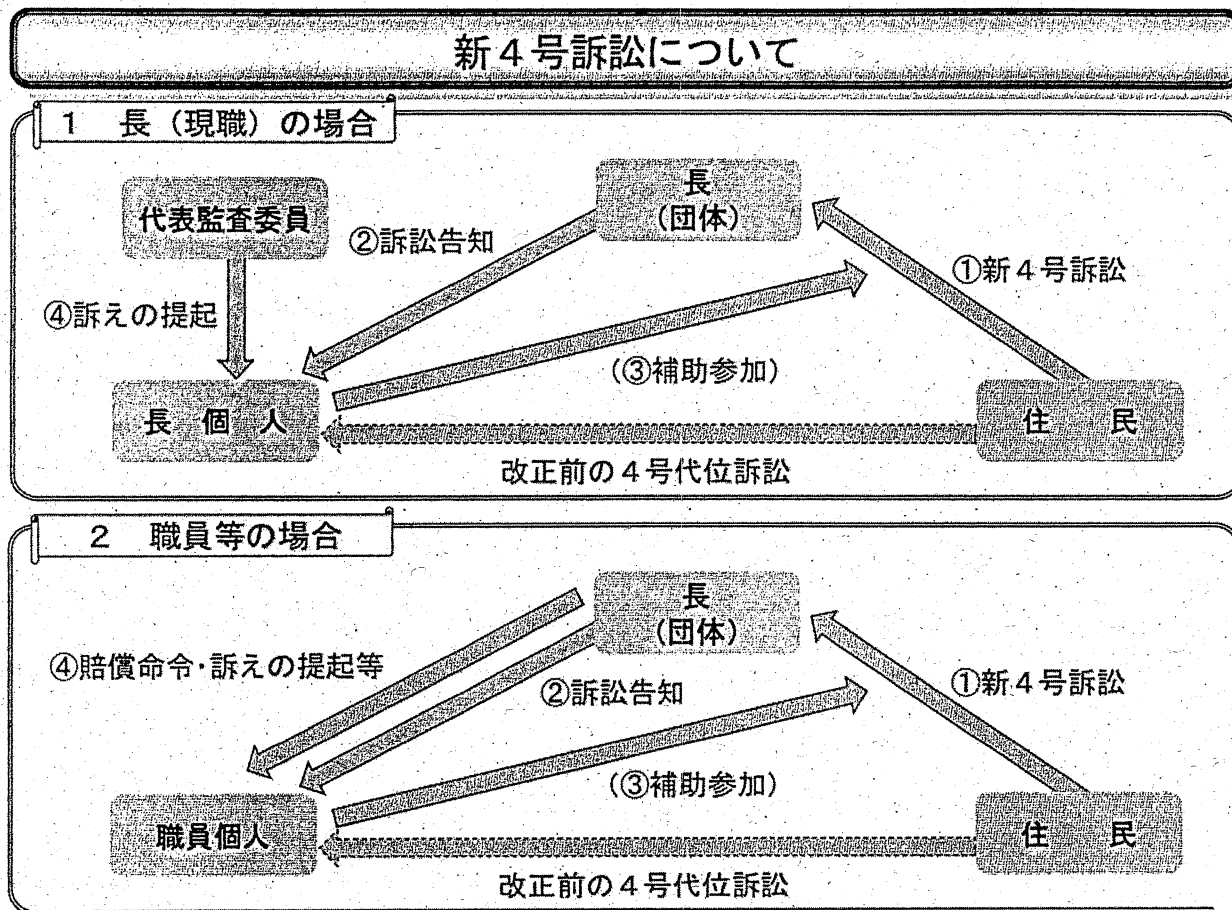
※令和4年度想定は、事業者募集時の想定件数（奈良市新斎苑基本計画より）

※想定の水熱費は、実績（5,270件）の案分

想定に対し火葬件数が約1,000件増加したことから、一人あたりの総コストを縮減

1.1. 平成14年の地方自治法一部改正による住民訴訟制度の変更に関して、変更前と変更後の詳細がわかる資料

総務部 法務ガバナンス課



(総務省ホームページより)

改正前

個人としての地方公共団体の長等の職員を被告として、地方公共団体に代位して行う請求に係る訴訟（代位訴訟）。

改正後

第1段階：地方公共団体の執行機関又は職員に対して、地方公共団体の長等の職員又は行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを求める請求をする訴訟（義務付け訴訟）。

第2段階：第1段階の訴訟で損害賠償又は不当利得返還の請求等を命ずる判決が確定した場合、地方公共団体の長は、その支払の請求等をしなければならない。それが支払われないときは、地方公共団体は、訴訟を提起しなければならない。

13. 代理人を選定した理由がわかるもの

市民部斎苑管理課




		決裁区分 市長決裁
保存区分	<input type="checkbox"/> 永久 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年	文書番号 第 号
第1ガイド	庶務	施行 令和 3 年 12 月 7 日
第2ガイド	庶務全般	決裁 令和 3 年 11 月 22 日
個別ホルダー	訴訟	起案 令和 3 年 11 月 18 日
開示区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示	先方の 文書 令和 年 月 日 第 号
不開示区分	情報公開条例第7条第()号	
特定個人情報(個人番号)	無 有 (取扱注意)	
宛先	発信者名 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 部 <input type="checkbox"/> 課	
件名 新斎苑事業用地取得にかかる損害賠償請求等履行請求控訴事件の判決確定に伴う民事 保全手続並びに地方自治法第242条の3 第2項に基づき提起する訴訟について		
上記のことについて 別紙 のように 代理人を選任し、委任契約 してよろしいか。 裏面 します。		
決裁欄	市長	副市長
	部長	次長
係長・主任		課長
課内		課長補佐・主査
起案者 斎苑管理課 氏名 近原 英孝 連絡先 (2685)		
合議		P314/6 12/23 (12/24送付)
施行上の取扱い 至急、秘密、重要、市長署名、例規、公報登載、しみんだより掲載、公印省略、 郵便(普通・書留・速達・内容証明・配達証明)、LGWAN文書、ファクシミリ、 電子メール、その他 ()		文書審査 公印審査

<p>新斎苑事業用地取得にかかる損害賠償請求等履行請求控訴事件(令和2年(行コ)第116号)</p>
<p>につきましては、令和3年10月7日に最高裁判所第一小法廷で上告受理申立ての不受理決定が</p>
<p>なされ、大阪高等裁判所の判決(令和3年2月26日言渡し)が確定したことを受け、令和3</p>
<p>年11月17日付けで、仲川元庸氏、■■■■氏、■■■■氏に対し、令和3年12月6日を期限</p>
<p>として損害賠償金の請求を行いました。</p>
<p>地方自治法第242条の3第2項では、判決が確定した日から60日以内に損害賠償金が支払</p>
<p>われないときは、当該損害賠償請求を目的とする訴訟を提起しなければならないとされていま</p>
<p>す。</p>
<p>つきましては、確実な債権回収に向け債務者の財産を保全するために民事保全手続を行うこ</p>
<p>ととし、下記のとおり代理人を選任し委任契約してよろしいか。</p>
<p>また、地方自治法第242条の3第2項に規定する訴訟につきましては期限後速やかに提訴</p>
<p>することとし、これが民事保全手続と一体として進めるものであることから、民事保全手続と</p>
<p>同じく、下記のとおり代理人を選任し委任契約してよろしいかあわせて伺います。</p>
<p>なお、地方自治法第242条の3第5項は、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害</p>
<p>賠償請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通</p>
<p>地方公共団体を代表していることから、下記代理人は■■■■氏、■■■■氏に対する</p>
<p>民事保全手続並びに訴訟のみを行うこととし、仲川元庸氏に対しては別途代表監査委員が選任</p>
<p>する代理人により行われる予定です。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>
<p>事件番号：令和2年(行コ)第116号 損害賠償請求等履行請求控訴事件</p>
<p>代理人：弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 山形康郎</p>
<p>委託料：①民事保全手続</p>
<p>②訴訟(着手金)</p>
<p>①②ともに予備費充当</p>
<p>選定理由：市の顧問弁護士であり、本事件の控訴審、上告審において訴訟代理人を務めてお</p>

り、本事件につき熟知しているため。

13. 代理人を選定した理由がわかるもの

監査委員事務局

		決裁区分	代表監査委員決裁
保存区分	<input checked="" type="checkbox"/> 永久 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年	文書番号	奈監 第 号
第1ガイド	庶務	施行	令和 3年 12月 15日
第2ガイド	庶務全般	決裁	令和 3年 12月 15日
個別ホルダー	訴訟関係	起案	令和 3年 12月 15日
開示区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示	先方の 文書	令和 年 月 日 第 号
不開示区分	情報公開条例第7条第()号		
特定個人情報 (個人番号)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (取扱注意)		
宛先	年 月 日 藤本 英雄	発信者名 <input type="checkbox"/> 監査委員 <input type="checkbox"/> 代表監査委員 <input type="checkbox"/> 局長 <input type="checkbox"/> 事務局	
件名	新斎苑事業用地取得にかかる損害賠償請求等履行請求控訴事件の判決確定に伴う 地方自治法第242条の3第2項及び第5項の規定に基づく訴訟について		
上記のことについて 別紙 のように 提起及び代理人選任し委任 してよろしいか。 裏書 しませ			
決裁欄	代表監査委員	局長	主査
			
	主任	局内	起案者 監査委員事務局 氏名 藤本 英雄  連絡先 (電話: 4770 番)
合議			
施行上の取扱い 至急、秘密、重要、市長署名、例規、公報登載、しみんだより掲載、公印省略、 郵便(普通・書留・速達・内容証明・配達証明)、LGWAN文書、ファクシミリ、 電子メール、その他()		文書審査	公印審査

このことについて、新斎苑事業用地取得にかかる損害賠償請求等履行請求控訴
事件（令和2年（行コ）第116号）については、令和3年10月7日に最高裁判所で
上告受理申立ての不受理決定がなされ、同年2月26日の大阪高等裁判所判決が
確定しました。このことを受け、市長部局において同年11月17日付けて、同年
12月6日を支払期限として、判決に従い仲川元庸氏、 氏、 氏に
対し損害賠償金の請求が行われました。しかし、支払期限までに損害賠償金が支払
われなかったため、地方自治法第242条の3第2項及び第5項の規定に基づき、仲
川元庸氏に対し、当該損害賠償請求を目的とする訴訟を提起してよろしいか。
なお、今回の事案は地方公共団体の長個人及び元地権者の個人に対する連帯債務
に係る訴訟であり、元地権者の個人に対しては市長部局において訴訟手続がとられ
ます。一方、市長個人に対しての訴訟に関しては、長が地方公共団体を代表した場合、
利益相反行為にあたるため、同法第242条の3第5項の規定により、代表監査委員
が地方公共団体を代表することになるものです。
また、訴訟提起にあたり、下記代理人を選任し、委任することとしてよろしいか
併せて伺います。
記
代理人：秋篠法律事務所 藤本卓司弁護士
選任理由：弁護士である中本勝監査委員からの推薦によるもの
予算措置：予備費充当で財政課協議済み

14. 代理人の着手金及び報酬がわかる契約書

市民部斎苑管理課

委任契約書

奈良市（以下「甲」という。）と、
弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 山形康郎（以下「乙」という。）とは、
別添弁護士法人関西法律特許事務所報酬等基準規程（以下「本規程」という）に定めるところに基づき、次のとおり委任契約を締結する。

第1条（事件等の表示等）

甲は、乙に対し、次の事件（以下「本件事件」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任する。

- ① 事件等の表示 損害賠償請求事件
— 訴訟手続、執行手続
- ② 管轄裁判所 奈良地方裁判所
- ③ 相手方（被告） [REDACTED]

第2条（弁護士報酬）

甲及び乙は、本件事件に関する弁護士報酬について、本規程に基づき次のとおり合意する。

- 1 着手金
3,080,000円（消費税等込）とし、乙からの請求時に、乙の指定する口座に送金して支払う。
- 2 報酬金
本件事件の終了時において、本規程第15条に従って算定した金額を基準として、甲及び乙が別途協議して定める。但し、報酬金額については、原則として事件の成功の度合いに応じて定め、その他事件処理に要した負担等を考慮して調整することとし、請求金額全額の回収が実現した場合には着手金額の倍額程度とする。

第3条（諸経費）

甲は乙に対し、本件事件に関する諸経費につき、本件事件の処理が終了したときに支払うものとする。但し、多額の経費を要する場合その他、必要がある場合には、乙は、本件事件の処理途中においても、諸経費を請求することができるものとする。

第4条（事件処理の中止等）

- 1 甲が弁護士報酬または実費の支払いを遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せず、またはその処理を中止することができる。
- 2 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第5条（弁護士報酬の相殺等）

- 1 甲が弁護士報酬又は実費等を支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、または本件事件に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないことができる。

2 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第6条（中途解約の場合の弁護士報酬の処理）

本委任契約にもとづく事件等の処理が、解任、辞任または継続不能により中途で終了したときは、乙の処理の程度に応じて精算をおこなうこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果にもとづき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還または支払をおこなうものとする。

第7条（協議）

甲および乙は、本委任契約に定めのない事項及び本委任契約に関し疑義が生じた事項に関して、誠実に協議するものとする。

甲及び乙は、本規程に関する説明にもとづき本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、相互に保管するものとする。

3 年 12 月 14 日

甲（依頼者）

住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

氏名 奈良市長 仲川元庸 印



乙（受任弁護士）

〒541-0041

大阪市中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ12階

弁護士法人関西法律特許事務所 [REDACTED]

弁護士 山形康郎

14. 代理人の着手金及び報酬がわかる契約書

委任契約書

依頼者を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

第1条 (事件等の表示と受任の範囲)

甲は、乙に対し下記事件または法律事務（以下「本件事件」という）の処理を委任し、乙はこれを受任した。

1. 事件等の表示

事件名 損害賠償請求
相手方 仲川元庸

2. 受任の範囲 第一審

第2条 (弁護士報酬)

甲及び乙は、本件事件に関する弁護士報酬につき、以下のとおり合意し、甲は乙事務所に持参、もしくは下記銀行口座に送金して支払う。

1. 着手金 金330万円（消費税を含む）
2. 成功報酬金 金800万円（消費税別）を上限に別途協議して決定した金額

(振込口座)

名義弁護士 藤本卓司

第3条 (費用)

甲は本件事件の処理に要する実費を乙の請求により支払うことを約束する。

第4条 (事件処理の中止)

1. 甲が弁護士報酬または実費等の支払を遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せず、またはその処理を中止することができる。
2. 前項の場合には、乙は速やかに甲にその旨を通知しなければならない。

第5条 (中途解約の場合の弁護士報酬の処理)

本委任契約にもとづく事件等の処理が、解任、辞任または継続不能により中途

監査委員事務局

で終了したときには、乙が受領した弁護士報酬につき、乙の行った事務処理の程度に応じて甲乙間で合意した金額を甲に返還するものとする。

甲及び乙は、本委任契約の成立を証するため本契約書を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

令和 3年 12月 15日

甲 (依頼者)

住所 奈良県大和郡三郷町

氏名 奈良市代表監査委員

東川喜代
奈良市代表監査委員印

乙 (受任弁護士)

奈良市西大寺柴町3番23号 サンローゼビル4階

秋篠法律事務所

弁護士 藤本卓司

弁護士報酬説明書

令和3年12月15日

弁護士 藤本 卓 謹

1. 当事務所の報酬基準

当事務所の報酬基準は旧日弁連報酬基準に準拠している。

旧日弁連報酬基準自体は独禁法との関係でこのような報酬規程を日弁連が決めることは認められないとした公取委の見解に基づいて、現在は廃止されている。

しかし、廃止後も多くの法律事務所では旧日弁連報酬基準を基準として使われており、当事務所もこの基準を報酬基準として使用しているものである。

また、裁判所で弁護士の報酬額が争われる事案でも同様に旧日弁連の報酬基準に依拠して判断がなされている。これは、裁判所もこの報酬基準が合理的妥当性のある金額と考えていることを意味する。

したがって、本件においても当事務所の報酬基準である旧日弁連報酬基準（以下、「報酬基準」という）によって弁護士報酬金額を算定する。

2. 本件の弁護士報酬額の算定根拠

1) 着手金の額について

報酬基準によれば、訴訟事件においては訴訟物の価額（請求額）の一定割合をもって弁護士報酬の額を決めている。

本件は確定判決で1億1643万0705円を請求することが義務づけられているところ、報酬基準による着手金の金額は請求額の3パーセントに69万円を加えた額となり418万2921円となる。ただ、事情によっては最大30パーセントまで差し引くことができ、それによれば着手金の下限は292万8044円となる。

そこで、結論的には着手金の金額を300万円（消費税別）とする。

2) 成功報酬金の額について

成功報酬金は現実に被告から支払われる金額（確実に支払われる金額を含む）を基に旧日弁連報酬基準に従って算定する。

それによれば、仮に請求予定額金1億1643万0705円全額の支払を受けられた場合の報酬金額は日弁連報酬基準に従えば金800万円となり、この金額

が成功報酬金額の上限となる。

従って、上記800万円を上限とし、訴訟の結果に応じて別途協議して成功報酬金を決定する。

15. 和解の協議にかかる経緯（日時、協議者、内容等をまとめたもの）

市民部斎苑管理課

奈良市 御中

期日報告書（1）

令和4年4月14日

大阪市中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階
弁護士法人関西法律特許事務所
TEL：06-6231-3210/FAX：06-6231-3377

弁護士 山形 康郎

弁護士 和田 健

奈良地方裁判所令和4年（ワ）第56号「損害賠償請求事件」（原告：奈良市／被告：
■■■■■、■■■■■）につき、期日が開かれましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

第1 日時等

- 1 日 時：令和4年4月14日（木）11時30分～（口頭弁論）
11時40分～（進行協議）
- 2 場 所：奈良地方裁判所101号法廷（口頭弁論）
204号法廷（進行協議）
- 3 出 廷 者：【裁判所】裁判官 寺本佳子、同 若原央子、同 白石大樹
【原告】代理人弁護士 山形、同 和田
【被告】代理人弁護士 犬飼一博
- 4 提出書面：【原告】訴状、訴状訂正申立書
【被告】答弁書
- 5 手 続：第1回口頭弁論期日、進行協議期日

第2 内 容

【第1回口頭弁論期日】

- ・ 原告より訴状及び訴状訂正申立書、被告より答弁書をそれぞれ陳述した。
- ・ 関連事件である奈良地方裁判所令和4年（ワ）第55号事件（以下「関連事件」という）と併せて今後の進行について調整するため、関連事件の双方代理人も出席のうえ、引続き進行協議期日を行うこととし、次回期日等の予定についても、進行協議期日にて決定することとなった。

【進行協議期日】

- ・ 裁判所より、両事件の今後の進行について、次回以降も同一日時に期日を設定して進めていくことも考えられるとして、各当事者に意見を求めた。
これに対し、当方より、裁判所として両事件を併合する考えはないというこ

とかと確認し、55号事件被告代理人より、両事件の基礎となる事実は共通していることから、併合することが適切ではないかとの意見が出された。

裁判所からは、両事件の争点は現時点で異なっており、直ちに併合するのは適切ではないと考えているが、訴訟の進行に応じて、今後必要があれば改めて併合することを否定するものではないとして、同一日時に期日を設定し、進行を事実上共通にしていくとの意向が示された。

- ・ 次回以降の期日については、弁論準備手続に付すこととし、基本的に全当事者が出頭する（被告側はWEB会議での参加もあり得る）ものとされた。
- ・ 上記進行を踏まえて、次回期日について以下のとおり決定され、次回までに被告から書面（実質的な被告の主張を行うための準備書面）を提出するものとされた。

次回期日：令和4年6月22日（水）10時00分～（弁論準備手続期日）

第3 ご連絡事項等

以上のとおり、次回期日及び被告準備書面の提出期限が決定されました。次回までに提出される被告準備書面にて、前訴の住民訴訟の参加的効力が被告らに及ばないこと等の被告の主張が改めて整理して行われる予定です。当方としては、被告の書面提出を待って、次々回期日までに、それに対して反論するための準備書面を提出することになります。そのため、当面次回期日までに、特にご準備等をお願いする事項はございません。

なお、関連事件との関係について、併合はなされませんでした。裁判所としても両事件について一回的解決を行う必要性等を踏まえ、柔軟な対応を図るために進行を事実上共通としていますので、今後の双方の主張立証及びそれによる争点の整理の状況を踏まえ、残された争点が共通するに至るなど、併合の機が熟した段階で、必要に応じて改めて正式に両事件の併合を求めることを想定しております。

引続きよろしくお願いたします。

以上

期日報告書 (2)

令和4年6月22日

大阪市中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階
弁護士法人関西法律特許事務所
TEL : 06-6231-3210 / FAX : 06-6231-3377

弁護士 山形 康郎

弁護士 和田 健

奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号「損害賠償請求事件」(原告:奈良市/被告:
[REDACTED]、[REDACTED])につき、期日が開かれましたので、下記のとおりご報告いたし
ます。

記

第1 日時等

- 1 日 時 : 令和4年6月22日(水) 10時00分～
- 2 場 所 : 奈良地方裁判所204号法廷
- 3 出 廷 者 : 【裁判所】 裁判官 寺本佳子、同 白石大樹
【原 告】 代理人弁護士 和田
【被 告】 代理人弁護士 山田庸男、同 氏家真紀子、同 犬飼一博
※なお、令和4年(ワ)第55号事件各当事者(原告代理人弁護士
藤本卓司、被告代理人弁護士細川良造及び同弁護士佐藤高志)と、
本件事件各当事者とが、互いに事実上同席した。
- 4 提出書面 : 【原 告】 なし
【被 告】 被告ら第1準備書面
- 5 手 続 : 弁論準備手続期日

第2 内 容

- ・ 被告より、被告ら第1準備書面を陳述し、甲乙各号証の取り調べを行った。
- ・ 裁判所より、被告に対して、被告ら第1準備書面においては、主に大阪地方裁判所平成25年3月21日判決に基づいて、前訴の参加的効力を否定する主張をしているものと理解しているが、大阪地裁判例の事案は、前訴で市側による自白が成立したものであり、本件とは事案が異なるのではないかとの指摘がなされた。それでもなお、被告として、参加的効力を争うというのであれば、さらに主張を補足することが必要と思われるが、その予定はあるかと確認がなされた。

これに対して、被告代理人より、本件では、前訴で市の自白が成立したとい

うわけではないが、市との共闘が不可能だった事案であると考えており、それを理由に参加的効力が及ばないことを主張する趣旨である旨が述べられた。また、参加的効力に関しては、民訴法学者の意見等も聞いているところであり、改めて主張の追加を検討する旨が述べられた。

- ・ 裁判所から、被告には参加的効力に関する主張を追加してもらうとして、原告としては現時点で可能な反論は準備するというのでよいかと確認がなされ、原告代理人より、そのような進捗で構わない旨、回答した。
- ・ 上記進捗を踏まえて、次回期日が以下のように決定され、原告・被告双方より書面を提出するものとされた。

次回期日：令和4年8月10日（水）10時00分～（弁論準備手続期日）

第3 ご連絡事項等

以上のおり、次回期日が決定されました。

次回までに、被告の第1準備書面に対する反論のための当方の準備書面を提出することになります。基本的には、事実関係に関する新たな主張はなく、法解釈・法適用に関する議論がほとんどとなりますので、現時点で書面作成のためにご準備をお願いする事項はございません。当方にて準備書面案の作成を進めますので、案文を共有の後、ご確認、ご意見等いただければと存じます。

引続きよろしくお願いたします。

以上

奈良市 御中

期日報告書 (3)

令和4年8月10日

大阪市中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階
弁護士法人関西法律特許事務所
TEL : 06-6231-3210 / FAX : 06-6231-3377

弁護士 山形 康郎

弁護士 和田 健

奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号「損害賠償請求事件」(原告:奈良市/被告:
[REDACTED]、[REDACTED])につき、期日が開かれましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

第1 日時等

1 日 時 : 令和4年8月10日(水) 10時00分～

2 場 所 : 奈良地方裁判所204号法廷

3 出 廷 者 : 【裁判所】 裁判官 寺本佳子、同 白石大樹

【原告】 代理人弁護士 和田

【被告】 代理人弁護士 犬飼一博

※なお、令和4年(ワ)第55号事件各当事者(原告代理人弁護士藤本卓司、被告代理人弁護士細川良造及び同弁護士佐藤高志)と、本件事件各当事者とが、互いに事実上同席した。

4 提出書面 : 【原告】 準備書面(1)

【被告】 被告ら第2準備書面

5 手 続 : 弁論準備手続期日

第2 内 容

- 原告より準備書面(1)、被告らより被告ら第2準備書面を、それぞれ陳述した。
- 原告より、本件訴訟における原告の主張の概要について、被告らの不法行為責任を基礎づける事実については前件判決において認定され、訴状において主張するとおりであること、参加的効力が被告らに及ばないとの被告らの主張については全面的に争うものであることを口頭で補足した。また、本件訴訟に参加的効力が及ばないとする被告らの主張に理由がないことの根拠として、被告らが前件訴訟への訴訟参加を行い、原告と協力して訴訟追行することが十分に可能であったこと、被告[REDACTED]が前件訴訟において証人として出廷し、事実

関係についての主張・供述を尽くしており、かつ、前件訴訟における被告■■■■の証言内容は本件訴訟での主張と矛盾する内容が多数含まれていること、被告らのいう「本件脅迫的言動」は、そもそも前件判決及び本件訴訟の結論に影響を与える事項ではないことを述べた。

- ・ 上記の原告の主張・反論の内容を踏まえ、裁判所は、次回期日までに原告にて被告ら第2準備書面に対する反論を準備するものとした。
- ・ 上記進行を踏まえて、次回期日について以下のとおり決定され、次回までに原告から書面を提出するものとされた。なお、これまでの手続と同様に、55号事件についても、本件と同一の日時にて進行することとされた。

次回期日：令和4年10月5日（水）13時30分～（弁論準備手続期日）

第3 ご連絡事項等

以上のとおり、次回期日が決定されました。

次回までに、当方にて、被告ら第2準備書面に対する反論を準備することになります。被告ら第2準備書面の内容については、特段従前の被告らの主張から新しい事実が加わっているわけではないため、基本的にはこれまでに確認させていただいた事実関係及びお預かりしている資料に基づいて反論の準備を進めます。

また、次回期日までに、別件訴訟（市長個人に対する請求）も含め、基本的には双方の主張立証のうち参加的効力に関する内容がいったん出尽くすこととなりますので、改めて次回期日にて今後の進行について協議することとなります。

引続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上

期日報告書 (4)

令和4年10月7日

大阪市中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階
弁護士法人関西法律特許事務所
TEL: 06-6231-3210/FAX: 06-6231-3377

弁護士 山形 康郎

弁護士 和田 健

奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号「損害賠償請求事件」(原告:奈良市/被告:
[REDACTED]、[REDACTED])につき、期日が開かれましたので、下記のとおりご報告いたし
ます。

記

第1 日時等

- 1 日 時: 令和4年10月5日(水) 13時30分～
- 2 場 所: 奈良地方裁判所204号法廷
- 3 出 廷 者: 【裁判所】裁判官 寺本佳子、同 白石大樹
【原告】代理人弁護士 和田
【被告】代理人弁護士 犬飼一博、戀田 剛
※なお、令和4年(ワ)第55号事件各当事者(原告代理人弁護士
藤本卓司、被告代理人弁護士細川良造及び同弁護士佐藤高志)と、
本件事件各当事者とが、互いに事実上同席した。
- 4 提出書面: 【原告】準備書面(2)
【被告】なし
- 5 手 続: 弁論準備手続期日

第2 内 容

- ・ 原告より準備書面(2)を陳述した。
- ・ 裁判所より被告に対して、原告準備書面(2)に対する反論の予定の確認がなされ、被告より、原告準備書面(1)及び(2)に対する反論書面を併せて準備する予定である旨の回答があった。
- ・ 裁判所より、和解の可能性について各当事者から個別に確認したい旨の意向が示され、順次各代理人と裁判所により個別に協議を行った。
当方(第55号事件原告たる奈良市を含む)と裁判所の協議においては、まず、裁判所より、本件被告及び第55号事件被告の意向の概要が説明された。本件被告からは、和解に応じる余地が全くないわけではないが、被告から具体

的な金額を提案することはできず、原告側から提案があれば検討するという意向が示されたとのことであった。

当方からは、和解による解決を一切否定するというわけでは決してないが、行政の立場上、大体相場感としてこのくらいが落としどころだろうというような理由で和解を決めることはできず、和解条件に関して対市民・対議会への説明可能性が求められること、そのため、可能な限り回収額を最大化させるべく努力するという現状の方針の中で、こちらから減額した提案をすることは難しいことを伝えた。そのうえで、合理的な理由とともに相手方から金額の提案があれば検討は行うこと、また、合理性の説明のために、全体としての回収金額の確定は最低限必要となることから、55号事件・56号事件を一括した三者間の和解による解決でなければ成立の見込みは乏しいことを説明した。

- ・ 裁判所にて、当方の見解を踏まえて改めて被告らと協議した結果、現時点では和解条件の調整に入ることは難しいという結論となった。

そのため、裁判所から、次回期日にて、被告らの反論を待ったうえで、可能な限り裁判所の心証を（主に参加的効力の問題に関して）開示し、それを踏まえて再度和解に関する協議を行いたい旨、進行に関する意向が示され、各当事者がこれに同意した。

- ・ 上記進行を踏まえて、次回期日について、以下のとおり決定され、次回までに被告より書面を提出することとされた。なお、これまでの手続と同様に、55号事件についても、本件と同一の日時にて進行することとされた。

次回期日：令和4年12月8日（木）11時00分～（弁論準備手続期日）

第3 ご連絡事項等

以上のとおり、次回期日が決定されました。

次回までに特に準備を要する事項はありません。まずは相手方の反論を待ったうえで、裁判所からの心証開示を踏まえて、改めて今後の進行に関する協議及び検討を進めることとなります。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以 上

期日報告書 (5)

令和4年12月8日

大阪府中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階
弁護士法人関西法律特許事務所
TEL: 06-6231-3210/FAX: 06-6231-3377

弁護士 山形 康郎

弁護士 和田 健

奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号「損害賠償請求事件」(原告:奈良市/被告:
[REDACTED])につき、期日が開かれましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

第1 日時等

- 1 日 時: 令和4年12月8日(木) 11時00分～
- 2 場 所: 奈良地方裁判所204号法廷
- 3 出 廷 者: 【裁判所】裁判官 寺本佳子、同 白石大樹

【原告】代理人弁護士 和田

【被告】代理人弁護士 山田庸男、戀田 剛

※なお、令和4年(ワ)第55号事件各当事者(原告代理人弁護士藤本卓司、被告代理人弁護士細川良造及び同弁護士佐藤高志)と、本件事件各当事者とが、互いに事実上同席した(ただし、55号事件被告代理人弁護士佐藤高志はWEB会議の方法により出席)。

- 4 提出書面: 【原告】なし
【被告】被告ら第3準備書面
- 5 手 続: 弁論準備手続期日

第2 内 容

- ・ 被告より、第3準備書面を陳述し、乙11号証から乙14号証の取り調べを行った。
- ・ 裁判所より、各当事者に対して、特に参加的効力の有無に関して、現時点での主張立証は互いに尽くしたということによりかという確認がなされ、各当事者とも、それでよい旨を述べた。
- ・ 参加的効力に関しては主張立証が尽くされ、裁判所が暫定的に心証を形成することができるようになったことを前提に、和解について裁判所と各当事者とで個別に協議を行うこととした。

- ・ まず、各事件被告側と裁判所との協議が行われ、その結果が裁判所から各事件原告側（当方）に伝えられた。

それによれば、56号事件被告（■■■■氏ら）側では、背景事情含め被告本人のこだわりが非常に強く、仮差押えの対象となっている財産のうち、預貯金の一部程度の負担が限界であり、預貯金の大半ないし全額や、自宅不動産の価値相当分も含めた金額の支払には応じられない意向であるとのことであった。

- ・ これに対して、当方からは、回収可能額以下の支払いのみを求めるというのでは、合理的な説明がしにくく、市民及び議会の納得・了解を得ることが困難であり、和解に応じることは難しい旨を述べた。
- ・ 上記進行を踏まえて、次回期日までに、被告において、和解の成立に向けて現実的なラインに向けた歩み寄りの可能性がないのかを検討することとなった。
- ・ 次回期日については、以下のとおり決定された。なお、これまでの手続と同様に、55号事件についても、本件と同一の日時にて進行することとされた。

次回期日：令和5年1月25日（水）10時00分～（弁論準備手続期日）

第3 ご連絡事項等

以上のとおり、次回期日が決定されました。

引き続き裁判所の主導により、和解の成立可能性について協議、検討を継続することになります。被告から現実的な提案がなく、和解の成立可能性が認められないということになれば、改めて判決に向けて必要な範囲で主張立証を追加していくこととなります。

どうぞよろしくお願いたします。

以上

期日報告書 (6)

令和5年1月25日

大阪市中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階
弁護士法人関西法律特許事務所
TEL : 06-6231-3210 / FAX : 06-6231-3377

弁護士 山形 康郎

弁護士 和田 健

奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号「損害賠償請求事件」(原告:奈良市/被告:
■■■■■、■■■■■)につき、期日が開かれましたので、下記のとおりご報告いたし
ます。

記

第1 日時等

1 日 時 : 令和5年1月25日(水) 10時00分～

2 場 所 : 奈良地方裁判所204号法廷

3 出 廷 者 : 【裁判所】 裁判官 寺本佳子、同 白石大樹

【原告】 代理人弁護士 和田

【被告】 代理人弁護士 山田庸男、犬飼一博、戀田 剛

※なお、令和4年(ワ)第55号事件各当事者(原告代理人弁護士
藤本卓司、被告代理人弁護士細川良造及び同弁護士佐藤高志)と、
本件事件各当事者とが、互いに事実上同席した(ただし、55号
事件被告代理人弁護士佐藤高志はWEB会議の方法により出席)。

4 提出書面 : 【原告】 なし

【被告】 なし

5 手 続 : 弁論準備手続期日

第2 内 容

- ・ 裁判所と各当事者との間で和解に関する意向の確認及び協議を順次行った。
- ・ まず、被告側について、前回期日以降の検討により、現時点でどこまで和解成立に向けた歩み寄りが可能となったかを裁判所から確認した。
- ・ 裁判所によれば、被告としては、3000万円程度までは妥協できるが、被告代理人が相当強く被告ら本人を説得した結果であり、これを上回る金額の支払は困難であるとの意向ということであった。また、被告は、健康状態や経済状況等の背景事情、また、本件はそもそもが行政の責任によるものであり、自分は何も分からず言われるがままであったことといった被告本人の認識を強く

訴えており、それらにこだわっている様子は変わらないようであるとのことであった。

- また、裁判所からは、被告のこのような意向を踏まえて、当方に対し、最終的に必ずしも現在の被告らの提示額での解決によらないとしても、回収可能性以外の要素を考慮して、解決金額を低減することはできないかという質問がなされた。

- 当方からは、基本的には回収可能性を重視せざるを得ず、回収可能であるのにそれをしないということになると市民の理解を得ることが難しいであろうことを述べた。

これに対して、裁判所から、回収可能性は一つの重要な要素ではあるが、現時点での市の実質的な損害額に対してどれだけの回収を図ることができるかという問題なので、例えば現在の斎苑用地の客観的価値や、斎苑の稼働により市が享受する利益等を考慮して、損益相殺的な発想で実質的な損害額を想定することも考えられないわけではないのではないかという意見が示され、当方としても、当然、回収可能性以外にも考慮すべき要素はあり、裁判所の見解にも合理性があることを述べた。

- 続けて、裁判所から、当方に対して、55号事件被告と56号事件被告との負担割合についてどのように考えるかという質問がなされた。

- 当方からは、実際に利益が帰属している56号事件被告が多くの負担をすべきというのが本来ではあるが、市としては、全体としての回収額を適正にすることが第一ではあるので、どのような負担割合であっても、それを直ちに否定する立場にはなく、裁判所が示す理由次第であることを述べた。

- 上記進行を踏まえて、次回期日までに、被告より、回収可能性以外の要素による解決金額の低減についての説明及び資料の準備を検討し、各当事者において引続き和解成立に向けた検討を進めることとなった。

- 次回期日については、以下のとおり決定された。なお、これまでの手続と同様に、55号事件についても、本件と同一の日時にて進行することとされた。

次回期日：令和5年3月1日（水）11時00分～（弁論準備手続期日）

第3 ご連絡事項等

以上のとおり、次回期日及び被告準備書面の提出期限が決定されました。

和解に向けた協議を継続していくこととなりますので、上記の相手方の意向を踏まえて、今後の和解協議の方針についてお打合せの機会を設定させていただければと存じます。

引続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上

期日報告書 (7)

令和5年3月1日

大阪府中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階
弁護士法人関西法律特許事務所
TEL: 06-6231-3210/FAX: 06-6231-3377

弁護士 山形 康郎

弁護士 和田 健

奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号「損害賠償請求事件」(原告:奈良市/被告:
[REDACTED]、[REDACTED])につき、期日が開かれましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

第1 日時等

- 1 日 時: 令和5年3月1日(水) 11時00分～12時10分
- 2 場 所: 奈良地方裁判所204号法廷
- 3 出 廷 者: 【裁判所】裁判官 白石大樹
【原告】代理人弁護士 和田
【被告】代理人弁護士 山田庸男、犬飼一博
※なお、令和4年(ワ)第55号事件各当事者(原告代理人弁護士
藤本卓司、被告代理人弁護士細川良造及び同弁護士佐藤高志)と、
本件事件各当事者とが、互いに事実上同席した。
- 4 提出書面: 【原告】なし
【被告】なし
- 5 手 続: 弁論準備手続期日

第2 内 容

- ・ 裁判所と各当事者との間で和解に関する意向の確認及び和解成立に向け協議を順次行った。
- ・ まず、被告から、裁判所が前回期日以降の検討状況(原告の意向を踏まえた和解金額の増額検討及び和解金額の減額に関する合理的根拠の準備)を順次聴取した。
- ・ 次に、原告に対して、裁判所から、被告の意見を踏まえた和解案についての説明及び協議がなされた。
まず、和解金額について、裁判所としては、被告側の支払能力や、新斎苑の建設実現によって奈良市が得た利益を考慮すれば、現時点で提示することがで

きる金額としては、総額6000万円という程度を考えているとの見解が示された。

これに対して、当方からは、前定期日における被告側の提示金額から大きく増額されてはならず、金額のみで問題なく直ちに同意できるという内容ではないが、裁判所が当該金額による解決を合理的と考えるのであれば、その理由付けを踏まえて、成立の可能性について検討することを述べた。

- ・ 次いで、裁判所からは、各被告の負担額を特定する形で和解案を提示したいが、現状では1対1、即ち3000万円ずつという提示になる見込みであるとの見解が示された。

- ・ 上記進行を踏まえて、3月末までに、裁判所から、被告らそれぞれが3000万円、総額6000万円を原告に支払う内容の和解案（和解金額の理由付けを含む）を提示することとなった。

- ・ 次定期日については、以下のとおり決定された。なお、これまでの手続と同様に、55号事件についても、本件と同一の日時にて進行することとされた。

次定期日：令和5年4月25日（火）10時00分～（弁論準備手続期日）

第3 ご連絡事項等

以上のとおり、次定期日が決定され、裁判所から現時点での和解案が示されることとなりました。和解案を待って、その内容が十分な合理性を有するものであるか検討することになります。

引続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上

期日報告書 (8)

令和5年4月26日

大阪府中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階
弁護士法人関西法律特許事務所
TEL : 06-6231-3210 / FAX : 06-6231-3377

弁護士 山形 康郎

弁護士 和田 健

奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号「損害賠償請求事件」(原告:奈良市/被告: [REDACTED]、[REDACTED])につき、期日が開かれましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

第1 日時等

- 1 日 時 : 令和5年4月25日(火) 10時00分～10時20分
- 2 場 所 : 奈良地方裁判所205号法廷
- 3 出 廷 者 : 【裁判所】裁判官 寺本佳子、矢島佑一
【原告】代理人弁護士 和田
【被告】代理人弁護士 山田庸男、犬飼一博
※なお、令和4年(ワ)第55号事件各当事者(原告代理人弁護士 藤本卓司、被告代理人弁護士細川良造及び同弁護士佐藤高志)と、本件事件各当事者とが、互いに事実上同席した。
- 4 提出書面 : 【原告】なし
【被告】なし
- 5 手 続 : 弁論準備手続期日

第2 内 容

- ・ 裁判所から、担当裁判官の交代があり、寺本佳子及び矢島佑一が受命裁判官として本期日を主宰することが伝えられた。
- ・ 3月末に裁判所が提示した和解案について、各当事者とも一定の合理性を認めるものであることを確認し、原告において奈良市議会における和解議決が得られるのであれば、各当事者とも和解の成立について同意する意向であることが確認された。
- ・ 3月末の和解案を具体的な和解条項に落とし込むために、解決金の支払期限その他の和解条項の文言に関する調整がなされ、期日後に改めて裁判所から和解条項を提示するものとされた。

- ・ 上記進行を踏まえ、次回期日については、以下のとおり決定された。なお、これまでの手続と同様に、55号事件についても、本件と同一の日時にて進行することとされた。

次回期日：令和5年5月31日（水）13時30分～（弁論準備手続期日）

第3 ご連絡事項等

以上のとおり次回期日が決定され、次回期日までに奈良市議会の議決を得ることを前提に、裁判所の提示した和解案に沿った和解を成立させることについて、各当事者が同意しました。

裁判所から改めて提示される和解条項に基づいて、今後の手続を進めていくこととなります。

引続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上

経過報告書

令和4年4月14日

奈良市 代表監査委員
東口喜代一 様

秋篠法律事務所
奈良市西大寺栄町3番23号 サノロゼビル4階
Tel 0742-32-5211 FAX 0742-36-6825
弁護士 藤本 卓 司

<件名>

奈良地裁 令和4年ワ第55号

損害賠償等請求事件

第1回 令和4年4月14日 午前11時30分

拝啓 ご依頼の事件について以下のとおりご報告します。

1、手続き 弁論準備 出席者 当方 藤本
先方 細川弁護士外1名

当方提出書類

訴状、証拠説明書1、書証（甲1～5）

先方提出書類

答弁書

審理内容

原告が訴状の内容を陳述し提出された書証の取り調べを行った。

被告は答弁書の内容を陳述

次回期日において被告が答弁書の内容を補充する。

2、次回期日

令和4年6月22日 午前10時

3、次回までに準備すべきこと

特にありません。

4、添付資料

なし（書面の写しはすでにお渡し済みです）

経過報告書

令和4年6月29日

奈良市 代表監査委員
東口喜代一様

秋篠法律事務所
奈良市西大寺栄町3番23号 3F
TEL 0742-32-5211 FAX 0742-36-6825
弁護士 藤本 卓 司

<件名>

奈良地裁 令和4年ワ第55号

損害賠償等請求事件

第2回 令和4年6月22日 午前10時

拝啓 ご依頼の事件について以下のとおりご報告します。

- 1、手続き 弁論準備 出席者 当方 藤本
先方 細川弁護士外1名

当方提出書類

なし

先方提出書類

被告第1準備書面、証拠説明書2、書証乙2の1～の5の3

審理内容

被告が被告第1準備書面の内容を陳述して提出された書証の取り調べを行った。裁判所からは前訴の参加的効力が及ばないという被告の主張について疑問点が提起され、次回期日までにこの点について先方が主張を明らかにすることとなった。

当方は先方提出の被告第1準備書面の主張事実について反論を行う。

- 2、次回期日

令和4年8月10日 午前10時

- 3、次回までに準備すべきこと

被告第1準備書面に対する反論を行うために打ち合わせが必要です。日時はすでに決めたとおり7月8日午前10時（市役所）です。

- 4、添付資料

なし（先方提出の書面の写しはすでにお渡し済みです）

経過報告書

令和4年8月10日

奈良市 代表監査委員
東口喜代一 様

秋篠法律事務所
奈良市西大寺栄町3番23号 3F
TEL 0742-32-5211 FAX 0742-36-6825
弁護士 藤本 卓 司

<件名>

奈良地裁 令和4年ワ第55号 損害賠償等請求事件

第3回 令和4年8月10日 午前10時

拝啓 ご依頼の事件について以下のとおりご報告します。

1、手続き 弁論準備 出席者 当方 藤本
先方 細川弁護士外1名

当方提出書類

なし

先方提出書類

被告第2準備書面

審理内容

被告が被告第2準備書面の内容を陳述した。

次回期日までに当方は先方提出の被告第1準備書面及び第2準備書面に対する反論を行う。書面の提出期限は9月26日。

2、次回期日

令和4年10月5日 午後1時30分

3、次回までに準備すべきこと

被告第1準備書面及び同第2準備書面に対する反論を行うために打ち合わせが必要です。打ち合わせの日時は9月1日の午前10時(場所は市役所)はいかがでしょうか。

ご都合を御連絡ください。

4、添付資料

なし(先方提出の書面の写しはすでに送付済です)

草々

経過報告書

令和4年11月29日

奈良市 代表監査委員
東口喜代一様

秋篠法律事務所
奈良市西大寺栄町3番23号 3F
Tel. 0742-32-5211 FAX 0742-36-6825
弁護士 藤本卓司

<件名>

奈良地裁 令和4年ワ第55号 損害賠償等請求事件

第4回 令和4年10月5日 午後1時30分

拝啓 ご依頼の事件について以下のとおりご報告します。

1、手続き 弁論準備 出席者 当方 藤本
先方 細川弁護士外1名

当方提出書類

第1準備書面

先方提出書類

なし

審理内容

原告が原告提出第1準備書面の内容を陳述した。

次回期日までに先方が当方提出の原告第1準備書面に対する反論を行う。

2、次回期日

令和4年12月8日 午前11時

3、次回までに準備すべきこと

特にありません。

4、添付資料

なし（当方提出の第1準備書面の写しはすでに送付済です）

草々

経過報告書

令和4年12月16日

奈良市 代表監査委員
東口喜代一 様

秋篠法律事務所
奈良市西大寺栄町3番23号 4F
Tel 0742-32-5211 FAX 0742-36-6825
弁護士 藤本卓司

<件名>

奈良地裁 令和4年ワ第55号

損害賠償等請求事件

第5回 令和4年12月8日 午前11時

拝啓 ご依頼の事件について以下のとおりご報告します。

1、手続き 弁論準備 出席者 当方 藤本
先方 細川弁護士外1名

当方提出書類

なし

先方提出書類

被告第3準備書面

審理内容

原告が被告提出第3準備書面の内容を陳述した。

その後、和解に向けて裁判所は地権者と市長とに個別に事情聴取した。ただ、特に和解に向けた方針は決まらなかった。

次回は引き続き和解に向けた協議になる。

2、次回期日

令和5年1月25日 午前10時

3、次回までに準備すべきこと

特にありません。地権者から具体的な和解案が出るまでは、しばらく膠着状態になるかと思われます。

4、添付資料

なし（先方提出の第3準備書面の写しはすでに送付済です）

草々

経過報告書

令和5年1月31日

奈良市 代表監査委員
東口喜代一様

秋篠法律事務所
奈良市西大寺栄町3番23号 サンロゼビル4階
Tel 0742-32-5211 FAX 0742-36-6825
弁護士 藤本卓司

<件名>

奈良地裁 令和4年ワ第55号 損害賠償等請求事件

第6回 令和5年1月25日 午前10時

拝啓 ご依頼の事件について以下のとおりご報告します。

1、手続き 弁論準備 出席者 当方 藤本
先方 細川弁護士外1名

当方提出書類

なし

先方提出書類

なし

審理内容

和解協議。和解の可能性があるかと述べた。これに対して、先方はできれば地権者との一括解決を望むとのことだった。

2、次回期日

令和5年3月1日 午前11時

3、次回までに準備すべきこと

特にありません。

4、添付資料

なし

草々

経過報告書

令和5年4月21日

奈良市 代表監査委員
東口喜代一様

秋篠法律事務所
奈良市西大寺栄町3番23号 4階
Tel 0742-32-5211 FAX 0742-36-6825
弁護士 藤本卓司

<件名>

奈良地裁 令和4年ワ第55号

損害賠償等請求事件

第7回 令和5年3月1日 午前11時30分

拝啓 ご依頼の事件について以下のとおりご報告します。

1、手続き 和解

出席者 当方 藤本
先方 細川弁護士外1名

当方提出書類

なし

先方提出書類

なし

審理内容

和解に向けて裁判所が各当事者から事情聴取。

3月下旬をめぐり和解に向けた裁判所の考え方を示すことになるとの意向が表明され両当事者とも了承。

2、次回期日

令和5年4月25日 午前10時

3、次回までに準備すべきこと

和解内容について検討する必要があります。

4、添付資料

なし

以上

経過報告書

令和5年4月25日

奈良市 代表監査委員
東口喜代一様

秋篠法律事務所
奈良市西大寺栄町3番23号 サノロビル4階
TEL 0742-32-5211 FAX 0742-36-6825
弁護士 藤本卓司

<件名>

奈良地裁 令和4年ワ第55号 損害賠償等請求事件

第8回 令和5年4月25日 午前10時

拝啓 ご依頼の事件について以下のとおりご報告します。

1、手続き 和解 出席者 当方 藤本
先方 細川弁護士外1名

当方提出書類

なし

先方提出書類

なし

審理内容

裁判所から和解案が正式に提示された（内容は事前に提示された案と同じ）。
近日中に臨時市議会において、和解案の受諾の可否が審議されると思われるのでそれを見越して次回期日を入れることとする。

2、次回期日

令和5年5月31日 午後1時30分

3、次回までに準備すべきこと

議会における審議の結果を裁判所に上申する。

4、添付資料

なし

以上

16. 仮差押え担保金（保証金）及び担保金の抛出根拠がわかるもの

市民部斎苑管理課



		決裁区分	市長決裁			
保存区分	<input type="checkbox"/> 永久 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年		文書番号	第 号		
第1ガイド	庶務		施行	令和 年 月 日		
第2ガイド	庶務全般		決裁	令和 4 年 1 月 31 日		
個別ホルダー	訴訟		起案	令和 4 年 1 月 28 日		
開示区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示		先方の 文書	令和 年 月 日 号		
不開示区分	情報公開条例第7条第()号			第 号		
特定個人情報 (個人番号)	無 有 (取扱注意)					
宛先			発信者名 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 部 <input type="checkbox"/> 課			
件名						
不動産・債権仮差押命令申立事件の担保金について						
上記のことについて 別紙 裏面 のように 予算措置し、支払いを してよろしいか。 します。						
決裁欄	市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐・主査
	係長・主任		課内		起案者 斎苑管理課 氏名 近原 英孝 連絡先 (2685)	
合議						
施行上の取扱い					文書審査	公印審査
至急、秘密、重要、市長署名、例規、公報登載、しみんだより掲載、公印省略、郵便（普通・書留・速達・内容証明・配達証明）、LGWAN文書、ファクシミリ、電子メール、その他（ ）						

大阪高等裁判所令和2年(行コ)第116号事件の令和3年2月26日判決が確定したことにより、奈良市が債務者らに対して支払いを求めるよう命じられた、本市が有する損害賠償請求権の合計金1億3773万9118円(平成30年4月10日に債権者から債務者らに対して支払われた代金額1億8772万2252円のうち、目的不動産の適正価格である5129万1547円との差額に係る損害賠償請求権金1億1643万0706円ならびに、これに係る平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金のうち、令和3年12月6日までに発生したものに係る損害賠償請求権金2130万8413円)の債権保全を申し立てた不動産・債権仮差押命令申立事件について、裁判所より下記のとおり担保の提供が命じられましたので、予算措置(地方自治法第179条第1項による市長専決処分)を行い、担保金を支払ってよろしいか伺います。

記

担保金額 2100万円(不動産600万円、債権1500万円)

提供期日 令和4年2月10日

17. 仮差押えの資産価値がわかる書類

市民部斎苑管理課




仮差押を行っている元地権者の資産について

1. 預金債権

名義人	金融機関	内 容	金 額
■■■■氏	■■■■	■■■■	■■■■
	■■■■	■■■■	■■■■
		■■■■	■■■■
		■■■■	■■■■
	合 計		6,083,058 円
■■■■氏	■■■■	■■■■	■■■■
		■■■■	■■■■
		■■■■	■■■■
		■■■■	■■■■
	合 計		24,136,125 円
	総合計		30,219,183 円

2. 不動産

■■■■氏自宅土地・建物 固定資産評価額計 37,685,091 円
 持ち分 ■■■■氏 13分の9
 ■■■■氏 13分の4

保存期間	3.0年	決裁区分	代表監査委員決裁
收受日		文書番号	
起案日	令和5年 4月19日	公印	不要
決裁日	令和5年 4月19日	起案者	監査委員事務局 課長級 藤本 英雄 
施行日	令和5年 4月19日		
処理期限			
発信元文書の日付		(電話番号:)	
分類	A-3-9	議会提案	なし
簿冊名	訴訟関係		
あて先	奈良地方裁判所		
件名	新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件 (奈良地方裁判所令和4年 (ワ) 第55号) に関する和解案について		
決裁 合議	代表監査委員 局長  		
公印 使用承認			
<p>伺い文</p> <p>新斎苑用地取得に係る損害賠償請求等履行請求事件 (令和2年 (行コ) 第116号) の判決が確定したことを受け、市長部局において令和3年11月17日に債務者に対して損害賠償金の請求が行われましたが、期限とした同年12月6日までに支払いがありませんでした。</p> <p>そこで、債務者のうち仲川元庸氏を相手方として、地方自治法第242条の3第2項及び第5項の規定により、令和4年2月14日付けで奈良地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起いたしました。</p> <p>全額回収に向けて期日を重ねてまいりましたが、この度奈良地方裁判所から令和5年3月29日付けで別紙のとおり和解案が提示されました。これを受け、代表監査委員と本件の訴</p>			

訟代理人である藤本卓司弁護士とが協議した結果、拒否するほど不合理なものではないとの結論に至りました。

つきましては、本和解案に同意する旨、訴訟代理人を通じ奈良地方裁判所に回答してよろしいか伺います。

なお、本件和解につきましては、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により、議会の議決を要するものです。

令和4年(ワ)第55号 損害賠償請求事件

原告 奈良市

被告 仲川元庸 (以下「被告仲川」といいます。)

令和4年(ワ)第56号 損害賠償請求事件

原告 奈良市

被告 [REDACTED]、[REDACTED] (以下「被告[REDACTED]ら」といいます。)

和解案

令和5年3月29日

奈良地方裁判所民事部合議2係

頭書各事件について、別紙の内容での和解を勧誘しますので、ご検討ください。

(別紙)

1. 結論

(1) 令和4年(ワ)第55号事件

被告仲川は、原告に対し、3000万円を支払う。

(2) 令和4年(ワ)第56号事件

被告■■■らは、原告に対し、連帯して3000万円を支払う。

2. 補足説明

(1) はじめに

本件については、奈良市の住民を原告とする住民訴訟において、奈良市長仲川元庸は、被告らに対し、連帯して1億1643万0705円の損害賠償金及びこれに対する平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求することを命じる判決が確定しています(当庁令和2年(行ウ)第19号、大阪高等裁判所令和2年(行コ)第116号。以下「前件訴訟」といいます。)。そして、前件訴訟では、被告仲川と被告■■■らは、平成30年2月15日、被告■■■らが共有する奈良市横井町内の土地(本件買収地)を、単価1514円/m²・合計1億6772万2252円で原告に売却する旨の売買仮契約(本件売買契約)を締結し、同年3月23日、原告議会の同意を得て同契約の効力が発生したが、この代金額は、不動産鑑定士による本件買収地の評価額の平均(単価463円/m²・合計5129万1547円)等からすると、著しく不均衡であり、本件買収地取得の必要性や合併特例債の起債期限等を考慮しても、本件売買契約の締結について、被告仲川及び被告■■■らは共同不法行為責任を負い、原告には、上記差額分である1億1643万0705円の損害が発生していると認定されています。

本件では、この確定判決の効力が本件訴訟に及ぶことが主な争点となっておりますが、以下に述べる事情を含む本件事案に関する一切の事情を考慮すると、前記1記載の内容での和解による解決が相当と考えます。

(2) 原告が本件買収地を早期に取得したことによる便益

ア 原告は、当初から、新斎苑整備事業に係る事業費の多くを合併特例債により賄うことを想定しており、実際、新斎苑整備事業に係る予算執行額約5.6億円のうち、約3.2億円を合併特例債で賄い、そのうちの7割に相当する約

2.2 億円が地方交付税によって措置されています(第55号事件乙4)。

市町村の合併の特例に関する法律11条の2第1項より、合併特例債の発行期限は、令和7年度末(令和8年3月31日)までとされており、合併特例債を利用して新斎苑整備事業を行うまでには、同年度までに予算を執行する必要がありました。本件では、本件売買契約の締結により、当初の計画どおり、平成29年3月に用地である本件買収地を取得することができましたが、仮に、取得金額等の売買条件が合意に至らなかった場合は、原告としては、土地収用手続に移行することを想定していました(第55号事件乙6)。これによると、用地の取得時期が令和4年12月頃と当初の計画から大幅に遅れ、そこから工事業者の募集、工事に関する地元・周辺地域との協議等を経て、工事を開始するとなると、建設工事の完了時期は令和9年6月頃となり、少なくとも最終事業年度の事業費を合併特例債で賄うことはできなくなり、合併特例債を発行できていれば交付税措置を受けられたはずの金額(約9億円から10億円)を自主財源で負担せざるを得なくなっていました。

本件売買契約の締結により、原告は、不動産鑑定士の鑑定価格より1億円以上高額な金額を支出することになっていますが、これによって、これを上回る金額の財政負担を免れた可能性が相当程度あったと認められます。このような事情は、被告らが原告に賠償すべき金額を算定するに当たって、和解限りで考慮することとしました。

イ さらに、原告は、早期に本件買収地を取得し、早期に新斎苑の供用を開始することができたことによって、相応の経済的利益を取得していることがうかがえます。

すなわち、第55号事件乙7及び弁論の全趣旨によると、新斎苑が供用開始された令和4年4月1日前後の1年間を比較すると、新斎苑の供用開始により、原告における火葬件数が約2600件増加し、使用料収入が約9450万円増加していること、使用料金の高額な原告以外(市外施設)での火葬件数が大幅に減少して、市民の経済的負担がおよそ1億2000万円減少していることがそれぞれ認められます。

これら(奈良市民を含めた)原告全体の便益は、本件売買契約によって直接もたらされたわけではなく、上記金額が前記(1)の原告の損害と相殺され

得る利益ともいえないが、原告が被告らから本件買収地を早期に取得し、早期に新斎苑の供用を開始したことによって生じた便益であると評価することができます。そうすると、このような原告に生じた便益は、金銭的な評価が困難であるとしても、被告らが原告に賠償すべき金額を算定するに当たって、和解限りで考慮すべきものとみました。

(3) 被告らが原告らに賠償すべき損害額

このように、原告は、本件買収地を不動産鑑定士の鑑定評価額を大きく上回る金額で取得したことにより損害を被ったものの、他方で、本件買収地の早期の取得により、原告は、前件訴訟で認定された損害額以上の財政負担を回避でき、あるいは、新斎苑供用による火葬場使用料収入が大幅に増加するなど、相応の利益を取得したと認められます。そうすると、本件において、前件訴訟で認定された原告の損害額（1億1643万0705円）を、直ちに被告らに全額賠償させることが妥当な紛争解決の手段であるとも限らず、被告らの支払能力や回収可能性等をも踏まえ、和解限りにおいて、その5割程度に相当する6000万円を被告らに賠償させるのが相当であると考えました。

(4) 被告仲川と被告ららの負担割合

被告仲川については、前件訴訟で認定されているとおり、代金額が鑑定等の結果を踏まえた合理的な金額よりも著しく不均衡であることを認識しながら、被告ららの要求に応じて本件売買契約を締結しており、本件売買契約の違法性について故意又は過失が認められます。

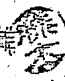


他方、被告ららについては、前件訴訟において、本件買収地が市場では売却困難であること、原告が本件買収地の早期取得すべき必要があること等を認識しながら、価格を引き上げるように要求したことからすると、本件売買契約の締結が被告仲川の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たすることを少なくとも認識し得たとして、過失があると認定されております。もっとも、被告ららは、本件買収地の共有者として処分権限を有する者であり、本来、誰にいくらで売却するのかについての自由な意思決定が可能でありますし、もともと本件買収地は被告ららの父が約2億円で競落して取得しており、原告側の職員に鑑定評価を上回る金額での売却を要求しつつ、最終的に1億6772万2252円で売却に合意したことは、一面において合理的な経済活動の範囲内とみる余地もあります。

以上のような双方の事情を考慮すると、本件売買契約による利益は被告
らが全額享受し、被告仲川は個人として何ら利得していなかったとしても、
被告仲川と被告らとの間の負担割合に有意な差はないと考え、被告仲川
及び被告らは、いずれも3000万円ずつ支払うべきであるとみました。

(5) 小括

以上より、前記1の和解案を提示いたします。

以上

保存期間	30年	決裁区分	代表監査委員決裁
收受日		文書番号	
起案日	令和5年4月25日	公印	不要
決裁日	令和5年4月25日	起案者	監査委員事務局 課長級 藤本 英雄 
施行日	令和5年4月25日		
処理期限			
発信元文書の日付			
分類	A-3-9	議会提案	なし
簿冊名	訴訟関係		
あて先	奈良地方裁判所		
件名	新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件（奈良地方裁判所令和4年（ワ）第55号）に関する和解条項案について		
決裁・合議	代表監査委員 局長  		
公印使用承認			
<p>伺い文</p> <p>令和4年（ワ）第55号 損害賠償請求事件については、奈良地方裁判所から令和5年3月29日付けで和解案が示され、4月19日に同意する旨回答いたしましたところ、4月25日付けで奈良地方裁判所から、支払条件等が示された和解条項案が提示されました。内容について、代表監査委員と本件の訴訟代理人である藤本卓司弁護士とが協議した結果、異論はないとの結論に至りました。</p> <p>つきましては、本和解条項案に同意する旨、訴訟代理人を通じ奈良地方裁判所に回答してよろしいか伺います。</p>			

令和4年(ワ)第55号 損害賠償請求事件(以下「55号事件」という。)

原告 奈良市

被告 仲川元麿(以下「被告仲川」という。)

令和4年(ワ)第56号 損害賠償請求事件(以下「56号事件」という。)

原告 奈良市

被告 ■■■■■、■■■■■(以下「被告■■■■■ら」という。)

和解条項案

令和5年4月25日








奈良地方裁判所民事部合議2係

頭書各事件について、令和5年3月29日付けの和解案提示後の当事者らの検討状況等を踏まえて、別紙のとおり和解条項案を提示しますので、ご検討ください。

和解条項案（55号事件）

- 1 被告仲川は、原告に対し、本件（奈良地方裁判所令和4年（ワ）第55号損害賠償請求事件の請求原因に係る原告と被告との紛争一切をいう。以下同じ。）の解決金として3000万円の支払義務があることを認める。
- 2 原告と被告仲川は、本日、前項の金員のうち397万7539円の支払債務と、原告の被告仲川に対する令和3年12月、令和4年6月及び同年12月の期末手当に相当する同額の預り金返還債務とを対当額で相殺する。
- 3 被告仲川は、原告に対し、第1項の金員のうち前項による相殺後の残額2602万2461円を、令和5年6月30日限り、支払う。
- 4 原告及び被告仲川は、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- 5 原告はその余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告仲川は、原告と被告仲川との間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

保存期間	30年	決裁区分	市長決裁				
收受日		文書番号					
起案日	令和5年4月19日	公印	不要				
決裁日	令和5年4月19日	起案者	斎苑管理課 係長級 南川 憲一  (電話番号: 内 2683)				
施行日	令和5年4月19日						
処理期限							
発信元文書の日付							
分類	D-2-5	議会提案	なし				
簿冊名	新斎苑用地						
あて先							
件名	新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件（奈良地方裁判所令和4年（ワ）第56号）に関する和解について						
決裁・合議	市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	課内
							
公印使用承認							
<p>伺い文</p> <p>新斎苑用地取得に係る損害賠償請求等履行請求控訴事件（令和2年（行コ）第116号）の判決が確定したことを受け、令和3年11月17日に債務者に対して損害賠償金の請求を行いました。期限とした同年12月6日までに支払いがありませんでした。</p> <p>そこで、債務者のうち元地権者である  氏、 氏を相手方として、令和4年2月14日付けで奈良地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起いたしました。</p> <p>今回、奈良地方裁判所より令和5年3月29日付で別紙のとおり和解案が提示されました。</p> <p>本件の訴訟代理人である弁護士法人関西法律特許事務所 山形康郎弁護士からは、令和5年4月14日付けで和解案に関する意見書が提出され、「本件訴訟及び関連事情に鑑みて、</p>							

一定の合理性が見られ、これを受諾し、和解の成立により本件訴訟を終結させるという判断も、適切な紛争解決の方法として是認できる」との意見を受けました。

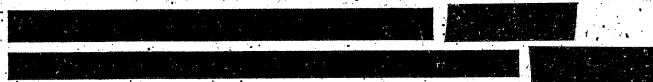
さらに、令和5年4月19日にガバナンス懇話会を開催し、和解案について意見を伺ったところ、いずれの委員からも和解案受入れに対して賛成とのご意見をいただきました。

つきましては、別紙和解案について同意する旨、回答してよろしいか、伺います。

なお、本件和解につきましては、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により、議会の議決を要するものです。

記

相手方



事件名 奈良地方裁判所令和4年（ワ）第56号 損害賠償請求事件

和解内容 被告は、原告に対し、連帯して3,000万円を支払う。

以上

令和4年(ワ)第55号 損害賠償請求事件

原告 奈良市

被告 仲川元庸 (以下「被告仲川」といいます。)

令和4年(ワ)第56号 損害賠償請求事件

原告 奈良市

被告 [REDACTED]、[REDACTED] (以下「被告[REDACTED]ら」といいます。)

和解案

令和5年3月29日

奈良地方裁判所民事部合議2係

頭書各事件について、別紙の内容での和解を勧誘しますので、ご検討ください。

(別紙)

1 結論

(1) 令和4年(ワ)第55号事件

被告仲川は、原告に対し、3000万円を支払う。

(2) 令和4年(ワ)第56号事件

被告■■■らは、原告に対し、連帯して3000万円を支払う。

2 補足説明

(1) はじめに

本件については、奈良市の住民を原告とする住民訴訟において、奈良市長仲川元庸は、被告らに対し、連帯して1億1643万0705円の損害賠償金及びこれに対する平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求することを命じる判決が確定しています(当庁令和2年(行ウ)第19号、大阪高等裁判所令和2年(行コ)第116号。以下「前件訴訟」といいます。)。そして、前件訴訟では、被告仲川と被告■■■らは、平成30年2月15日、被告■■■らが共有する奈良市横井町内の土地(本件買収地)を、単価1514円/m²・合計1億6772万2252円で原告に売却する旨の売買仮契約(本件売買契約)を締結し、同年3月23日、原告議会の同意を得て同契約の効力が発生したが、この代金額は、不動産鑑定士による本件買収地の評価額の平均(単価463円/m²・合計5129万1547円)等からすると、著しく不均衡であり、本件買収地取得の必要性や合併特例債の起債期限等を考慮しても、本件売買契約の締結について、被告仲川及び被告■■■らは共同不法行為責任を負い、原告には、上記差額分である1億1643万0705円の損害が発生していると認定されています。

本件では、この確定判決の効力が本件訴訟に及ぶかが主な争点となっておりますが、以下に述べる事情を含む本件事案に関する一切の事情を考慮すると、前記1記載の内容での和解による解決が相当と考えます。

(2) 原告が本件買収地を早期に取得したことによる便益

ア 原告は、当初から、新斎苑整備事業に係る事業費の多くを合併特例債により賄うことを想定しており、実際、新斎苑整備事業に係る予算執行額約56億円のうち、約32億円を合併特例債で賄い、そのうちの7割に相当する約

2.2億円が地方交付税によって措置されています(第55号事件乙4)。

市町村の合併の特例に関する法律11条の2第1項より、合併特例債の発行期限は、令和7年度末(令和8年3月31日)までとされており、合併特例債を利用して新斎苑整備事業を行うまでには、同年度までに予算を執行する必要がありました。本件では、本件売買契約の締結により、当初の計画どおり、平成29年3月に用地である本件買収地を取得することができましたが、仮に、取得金額等の売買条件が合意に至らなかった場合は、原告としては、土地取用手続に移行することを想定していました(第55号事件乙6)。これによると、用地の取得時期が令和4年12月頃と当初の計画から大幅に遅れ、そこから工事事業者の募集、工事に関する地元・周辺地域との協議等を経て、工事を開始するとなると、建設工事の完了時期は令和9年6月頃となり、少なくとも最終事業年度の事業費を合併特例債で賄うことはできなくなり、合併特例債を発行できていれば交付税措置を受けられたはずの金額(約9億円から10億円)を自主財源で負担せざるを得なくなっていました。

本件売買契約の締結により、原告は、不動産鑑定士の鑑定価格より1億円以上高額な金額を支出することになっていますが、これによって、これを上回る金額の財政負担を免れた可能性が相当程度あったと認められます。このような事情は、被告らが原告に賠償すべき金額を算定するに当たって、和解限りで考慮することとしました。

イ さらに、原告は、早期に本件買収地を取得し、早期に新斎苑の供用を開始することができたことによって、相応の経済的利益を取得していることがうかがえます。

すなわち、第55号事件乙7及び弁論の全趣旨によると、新斎苑が供用開始された令和4年4月1日前後の1年間を比較すると、新斎苑の供用開始により、原告における火葬件数が約2600件増加し、使用料収入が約945.0万円増加していること、使用料金の高額な原告以外(市外施設)での火葬件数が大幅に減少して、市民の経済的負担がおよそ1億2000万円減少していることがそれぞれ認められます。

これら(奈良市民を含めた)原告全体の便益は、本件売買契約によって直接もたらされたわけではなく、上記金額が前記(1)の原告の損害と相殺され

得る利益ともいえないが、原告が被告■らから本件買収地を早期に取得し、早期に新斎苑の供用を開始したことによって生じた便益であると評価することができます。そうすると、このような原告に生じた便益は、金銭的な評価が困難であるとしても、被告らが原告に賠償すべき金額を算定するに当たって、和解限りで考慮すべきものとみました。

(3) 被告らが原告らに賠償すべき損害額

このように、原告は、本件買収地を不動産鑑定士の鑑定評価額を大きく上回る金額で取得したことにより損害を被ったものの、他方で、本件買収地の早期の取得により、原告は、前件訴訟で認定された損害額以上の財政負担を回避でき、あるいは、新斎苑供用による火葬場使用料収入が大幅に増加するなど、相応の利益を取得したと認められます。そうすると、本件において、前件訴訟で認定された原告の損害額（1億1643万0705円）を、直ちに被告らに全額賠償させることが妥当な紛争解決の手段であるとも限らず、被告らの支払能力や回収可能性等をも踏まえると、和解限りにおいて、その5割程度に相当する6000万円を被告らに賠償させるのが相当であると考えました。

(4) 被告仲川と被告■らの負担割合

被告仲川については、前件訴訟で認定されているとおり、代金額が鑑定等の結果を踏まえた合理的な金額よりも著しく不均衡であることを認識しながら、被告■らの要求に応じて本件売買契約を締結しており、本件売買契約の違法性について故意又は過失が認められます。

他方、被告■らについては、前件訴訟において、本件買収地が市場では売却困難であること、原告が本件買収地の早期取得すべき必要があること等を認識しながら、価格を引き上げるように要求したことからすると、本件売買契約の締結が被告仲川の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たることを少なくとも認識し得たとして、過失があると認定されております。もっとも、被告■らは、本件買収地の共有者として処分権限を有する者であり、本来、誰にいくらで売却するのかについての自由な意思決定が可能でありますし、もともと本件買収地は被告■らの父が約2億円で競落して取得しており、原告側の職員に鑑定評価を上回る金額での売却を要求しつつ、最終的に1億6772万2252円で売却に合意したことは、一面において合理的な経済活動の範囲内とみる余地もあります。

以上のような双方の事情を考慮すると、本件売買契約による利益は被告■らが全額享受し、被告仲川は個人として何ら利得していなかったとしても、被告仲川と被告■らとの間の負担割合に有意な差はないと考え、被告仲川及び被告■らは、いずれも3000万円ずつ支払うべきであるとみました。

(5) 小括

以上より、前記1の和解案を提示いたします。

以上

判決確定後の経緯について

日 時	内 容
令和3年10月21日	10月臨時会議案提出、説明（内示）会
11月9日	10月臨時会で権利放棄議案否決
11月17日	債務者3名に請求を行う ・納期限 12月6日（地方自治法242条の3 1項）
12月6日	損害賠償金請求の納期限 ・入金実績はなし
令和4年1月21日	元地権者の資産に対する仮差押命令申立書（債権、不動産）を大阪地方裁判所へ提出
1月28日	仮差押命令申立事件の担保金決定2,100万円。納期限2月10日
2月14日	損害賠償請求訴訟を奈良地裁に提起。市長代理人、代表監査代理人とも同日に提訴 令和4年（ワ）第55号（仲川氏が被告）、同56号（元地権者が被告） 「1億1643万0705円+平成30年4月10日から支払い済みまでの年5分の遅延損害金を支払え」
2月15日	大阪地裁にて仮差押命令申立事件の決定がされる。 ○不動産：令和4年（ヨ）第35号 ○債権（銀行口座）：令和4年（ヨ）第35号
4月14日	訴訟第1回期日（公開法廷→進行協議・非公開）
6月22日	訴訟第2回期日（進行協議・非公開）
8月10日	訴訟第3回期日（進行協議・非公開）
10月5日	訴訟第4回期日（進行協議・非公開）
12月8日	訴訟第5回期日（進行協議・非公開）
令和5年1月25日	訴訟第6回期日（進行協議・非公開）
3月1日	訴訟第7回期日（進行協議・非公開）
3月29日	奈良地方裁判所から和解案の提示を受ける
4月14日	本訴訟の代理人である弁護士法人関西法律特許事務所から和解案に関する意見書が提出される
4月19日	ガバナンス懇話会開催（非公開） ・委員全員が和解案に賛成する

意見書

令和5年4月14日

奈良市 御中

弁護士法人関西法律特許事務所

弁護士 山形 康郎

弁護士 和田 健

当職らは、奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号損害賠償請求事件(以下「本件訴訟」といいます。)に関して、令和5年3月29日付にて裁判所より提示された和解案(以下「本件和解案」といいます。)につき、本件訴訟原告である御庁の代理人として、以下のとおり意見を述べます。なお、本件和解案で用いられている略語については、本書においても同様に使用します。

なお、本意見書の記載は、あくまで本件和解案の提示時点までの本件訴訟の経過及び本件和解案に示された裁判所の見解を踏まえ、本件和解案に対する意見を述べるものであって、仮に和解が成立せず、本件訴訟の追行を継続することとなった場合には、必ずしも本意見書記載の事実の全てについて追加的な立証なしに訴訟上認めるものではなく、また、本意見書の記載に主張立証方法を拘束されるものではないことを付言します。

1. 意見の概要

本件和解案において示された和解内容及びその理由付けについては、本件訴訟及び関連事情に鑑みて、一定の合理性が認められ、御庁としてこれを受諾し、和解の成立により本件訴訟を終結させるという判断も、適切な紛争解決の方法の一つとして是認し得るものと思料します。

2. 意見の理由

(1) 和解金額の総額を6000万円とすることについて

ア 損益相殺の適用について

本件和解案においては、損益相殺ないしそれに類する理由(以下、総称して「損益相殺等」といいます。)から、前件訴訟において認定された原告の損害額である1億1643万0705円に対して、約半額の6000万円の支払いを原告が受けることによって和解を成立させることを勧誘しています。

これについて、判例上、地方自治法242条の2第1項4号に係る住民訴訟において問題となる損害賠償請求権について、民法その他に基づく通常の損害賠償請求権

と異なる性質を有するものではなく、損害の有無及び額については、損益相殺が問題となる場合にはこれを行っただけで確定すべきものであるとされています（最高裁判平成6年12月20日第三小法廷判決）。4号住民訴訟である前件訴訟にて認定された損害賠償請求権を行使する本件訴訟においても、損益相殺があり得る場合には、それを適用すべきことは同様であり、本件和解案の枠組みは是認できます。

イ 損益相殺等の根拠事実について

そして、本件和解案においては、損益相殺等の根拠となる、本件売買契約の締結によって原告が受けた利益について、本件買収地を早期に取得することによって原告が受ける便益を挙げています。これについては、前件訴訟における認定事実及び本件訴訟における主張立証の経過に照らしても、仮に原告が鑑定評価額そのものによる本件買収地の取得を譲らなければ、被告らと合意に達して本件売買契約を締結することができなかったことは明らかといえます。その場合には、原告としては、新斎苑の建設のために、土地収用法に基づく用地収用によって本件買収地を取得するか、又は、本件買収地とは別の候補地を探索し、新たにその取得を実現しなければならず、新斎苑の稼働開始時期に年単位での遅れが生じたであろうといえます。そうすると、本件売買契約の締結によって、本件買収地の早期取得及び新斎苑の早期稼働を実現できたことが認められ、これに係る便益を損益相殺等の基礎とすることについても、本件和解案の考え方は是認し得るものです。

そのうえで、本件和解案は、本件買収地の早期取得及び新斎苑の早期稼働によって原告が得た利益として、①合併特例債の活用により最終事業年度までの交付税措置を受けたこと、並びに②斎苑利用者数の増加による原告の使用料収入の増加及び市民が市外施設での高額の使用料負担を免れたことを摘示しています。

このうち、①については、合併特例債の活用によって軽減された原告の財源負担は、新斎苑の建設に係る最終年度分だけでも10億円に近い金額となり、本件売買契約による本件買収地の取得価格をはるかに上回るものであって、上記のとおり年単位で新斎苑の建設及び稼働を早めたことによってその便益を得ることができたものといえます。

そして、②についても、仮に早期の新斎苑の稼働開始がなされなければ、その遅れのみで、原告の使用料収入は減少し、かつ、市外施設を利用せざるを得ないことによる市民負担の増大が継続していたことは明らかです。

そのため、本件和解案が損益相殺等の根拠として摘示する具体的内容についても、十分に理由があるものといえます。

ウ 想定される判決との関係について

もっとも、仮に本件訴訟において、今後、損益相殺等の適用は認められないものと主張して争った場合には、被告らの主張立証次第という面もありますが、判決において損益相殺等の適用が認められるものであるかは明らかとはいえず、請求金額

全額ないしそれに近い額の認容判決が得られる可能性も認められます。本件和解案においても、損益相殺等の適用による被告■らの賠償金額の算定は、あくまで「和解限りで考慮する」ものであると明記しています。

これについては、原告として、和解案を受諾せず、請求金額全額の認容判決の取得を目指すことが合理的であるという考え方もあり得るところです。しかしながら、厳密には損益相殺の適用に係る法的要件を充足せず、または、それら法的要件の適用についての被告■らの主張立証が必ずしも十分でなかったものとして、損益相殺を考慮せずに請求金額が認められ得るとしても、他方で、客観的に見て、上述ア及びイのとおり、現に原告が本件売買契約の締結及びそれに基づく本件買収地の早期取得によって、本件売買契約が締結されていなかったならば得られなかったはずの利益を受けていることは、事実として認められます。原告としては、回収金額の最大化を図るべきとはいえ、ここでいうのは、あくまで回収の結果として公正妥当な利益状況が実現される範囲における回収金額の最大化です。そうすると、公平公正な行政執行に努めるべき原告の立場としては、むしろ、法律論に係る技術的観点に拘泥し過ぎることなしに、関連事情を柔軟に考慮したうえで、客観的な利益状況に基づく公正妥当な結論を導くことが可能となる、和解による解決を志向すべきという立場にも理由があるものといえます。

したがって、想定される判決を考慮しても、上述のア及びイのような利益状況が認められる以上は、原告として、本件和解案を受諾することについても十分な理由があるものと考えられます。

なお、本件和解案が言及するように、仮に判決において本件和解案の提示する額以上の請求が認められたとしても、被告らの支払能力や回収可能性を考慮すれば、必ずしも認容された金額全額の利益が実現されるわけではないことから、本件和解案の受諾により一定程度の金額の回収を確実に実現するメリットが認められるところです。

(2) 被告■らの負担額を3000万円とすることについて

本件訴訟は、前件訴訟に基づき被告らに対して損害賠償請求を行うものであるところ、前件訴訟において被告■らと同じく損害賠償請求の相手方とすべきとされた被告仲川に対しては、令和4年(ワ)第55号事件(以下「55号事件」といいます。)の被告として、同様に損害賠償請求がなされています。

本件和解案においては、原告が支払いを受けるべき総額6000万円について、被告■らが3000万円、被告仲川が3000万円をそれぞれ負担すべきものとしています。

これについて、本件訴訟及び55号事件に係る被告らの債務は連帯債務となっており、原告の被告■らに対する損害賠償請求権と、被告仲川に対する損害賠償請求権が、

別個独立に存在しているわけではありません。和解金についても、原告としては、全体として総額の支払いを受けられるのであれば、被告■■■■らと被告仲川のそれぞれの負担割合は被告らの内部的な問題として、特に考慮する必要がないということになります。

また、仮に内部負担割合の適否について具体的に検討したとしても、本件和解案が述べられるように、被告■■■■らは本件売買契約に係る利益を実際に享受していることが認められるとしても、本件売買契約に至る経緯及び被告■■■■らの属性等に照らして、被告仲川と同等の負担割合とするという考え方は、特に不合理なものとは認められません。回収可能性という観点からも、原告が把握し得る被告らの資産等に照らして、各3000万円の負担であれば、原告として総額6000万円の回収を確実に実現することが可能であり、望ましいものといえます。

したがって、被告■■■■らの負担額を3000万円とする点においても、本件和解案を是認し得るものといえます。

3. 結語

以上のとおり、本件和解案には十分な理由が認められ、原告としてこれを受諾することは、望ましい形での紛争解決を実現するための一つ的手段として是認し得るものといえ、冒頭記載のとおり意見を述べるものです。

以 上

令和5年度第1回奈良市ガバナンス懇話会会議の概要			
開催日時	令和5年4月19日(水) 午前9時から午前10時まで		
開催場所	奈良市役所 中央棟5階キャンベラの間 (一部オンライン参加)		
出席者	出席委員3人(欠席委員0人)	担当課	総務部
	奈良市3人 事務局4人		法務ガバナンス課
開催形態	非公開	(非公開の理由)	奈良市情報公開条例第7条第5号
		非公開の具体的な理由等 市の機関内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。	
議題	1 新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件の和解案について		
決定又は取り纏め事項	・ 和解案どおりに和解することについて全員賛成		
議事の概要			
(この審議会は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。)			
1. 新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件の和解案について			
① 新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件について、これまでの経緯及び和解案を市から説明。			
② その後、和解案の内容について各委員から意見が出された。			
[主な質問・意見]			
・ リスクがあるのに当時の市長が土地買収を承認した理由は			
⇒ 長年候補地の選定が実現をしなかったなかで唯一地権者の方が理解を示していただいた場所であった点、奈良市の斎場を利用する際、施設を利用する市民の負担軽減の点、合併特例債の問題がある。今回、和解案では市民の負担軽減の点や、合併特例債の交付税措置の点も理解されたのではないかと。			
・ 土地取得は議会の議決という正当な手続きを経て決定され、決定について議会にも責任があると思うが、何故議会が債権放棄を否決しているのか、議会はどのような対応だったのか。			
⇒ 議会での債権放棄否決の理由として、まずは裁判所の判決と議会の債権放棄の権限との関係で、判決を重視すべきという考えが一番大きかったのではないかと。また、市長だけの債権放棄であるという点が問題という意見もあった。			

なお、新斎苑による市民の市外施設利用の減の金額や合併特例債の交付税措置に与える影響額の実際の数字が当時は不明確だったこともあったかと思う。

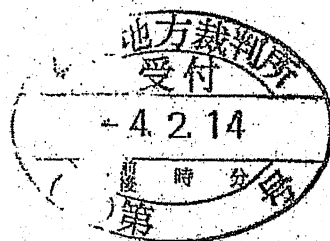
- ・ 鑑定価格の2倍を超えると最高裁判所では違法と言われている。少し危険だという事情があるならば、土地取得をやめた時・強行したとき双方のリスクを踏まえたうえで購入の必要性を検討した内部の議事録か、学識経験者の意見書のようなものがあればよかったのではないか。
- ・ 最高裁の伝統的な考え方として、鑑定価格の2倍までなら適法な場合、それを超える部分が違法となるという説もある。したがって和解案で示されている6000万円という金額はある意味では論理的である。
- ・ 鑑定額を大幅に超えた価格での購入について、法的に何らかの根拠があるのかどうか分かりにくい。議会での議決があるから民主的に判断しているというのを根拠にするのは、法的には根拠が薄弱である。
- ・ 鑑定額を大幅に超えた用地取得を決めた当時は、政治的な意思決定の妥当性と法的な問題との食い違いがあったのではないか。法的に根拠があるという証拠について、今なら提出できたとしても当時はそれが出来なかったのが問題だったのではないか。
- ・ 和解案で示されている6000万円について、裁判所には何らかの合理的な法的根拠があるのが前提だと思う。したがって裁判所が考える法的根拠とそれにもとづく6000万円という金額はしっかりと評価していくべきである。
- ・ 和解案が今出てきた理由としては、損益相殺という、民法上の損益、つまり奈良市に損害もあったがプラスも1億円ほどあることを述べているのではないか。
- ・ 前の一審の判決がある以上は、それを覆すわけにはいかない。しかし、いろいろ事後的にプラス面があることが明らかになったことを考慮してこういう見解になったのではないか。
- ・ 斎場が早く開くことによって収益力が増えて、その収益は1億円にのぼるので、その収益で損害金の全部がもう解消されているという考え方もあるが、それでも6000万円という金額になるのはなぜか。
⇒ 今回の和解案の考え方としては、前訴で市長の故意又は過失というのは認められているので、やはり一定の責任はあるという判断ではないか。
- ・ 議会の議決行為が違法かどうかについても最高裁の判例がある。議会の合理的な裁量を逸脱している時はやはりこれも違法だという理論はありうる。
- ・ 長年先送りしてきたことを決断した市長だけに責任を負わせていいのか。3000万円でも厳しいという感覚をもっている。

③ 和解案について全ての委員が賛成の意思を示し、次のような意見があった。

[主な意見]

- ・ 馴れ合いと言われたいよう、市長の財産の評価は調査しておかなければならない。今回の和解においても過失があったと言われてはならない。

- ・ 合併特例債の交付税措置により、自主財源が少なく済んでいるということが明らかであること、斎場の利用料収入も相当に得られている。
- ・ 和解案の3000万円について、仲川市長の支払能力の懸念は存在する。
- ・ 当事者の頭数からみて一人2000万円ずつという考え方もあるが、売主と買主で二つに分けて3000万円というのも一つの考え方だと思う。最終的に意思決定するのは市長である
- ・ 金額は裁判所が提案しているので、承諾できるのではと思う。
- ・ 司法の判断のもとにやっているなので、法的にも見ても受け入れやすい。



訴 状

令和4年2月14日

奈良地方裁判所民事部 御中

原 告 奈 良 市

原告訴訟代理人代理人弁護士 山 形 康 郎

同 弁護士 和 田 健

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金116,430,705円

帖用印紙額 金371,000円

第1、請求の趣旨

1 被告らは、原告に対し、連帯して、金1億1643万0705円及びこれに対する平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。



第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

原告は、地方公共団体としての奈良市であり、市営火葬場の建設用地として、被告■■■■及び被告■■■■ら（以下、それぞれ「被告■■■■」及び「被告■■■■」といい、総称して「被告ら」という。）が所有していた土地（奈良市横井町924番6、924番7、925番、926番、927番、928番1及び928番2。合計実測面積110,780.88平方メートル。以下、総称して「本件土地」という。）を被告らとの売買契約（以下「本件契約」という。）によって取得した者である。

(2) 被告

被告らは、兄妹の関係の個人であり、本件土地の持分権の2分の1を各自有していた前所有者にあたり、本件土地を被告らの両親である■■■■氏及び■■■■氏より相続によって取得し、原告に対して売却した者である。

2 請求原因の概要

本件請求は、原告を原審被告として提起された、地方自治法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟の控訴審である、大阪高等裁判所令和2年（行コ）第116号事件の令和3年2月26日判決（以下「前件訴訟」ないし「前件判決」という。）において、原告から被告らに対して請求するよう命じられた、被告らの不法行為責任に基づく損害賠償請求権を行使してなされるものである（甲1/前件判決書正本）。前件判決の認定によれば、被告らは、本件契約の締結にあたり、原告において公共の利益の確保のために緊急に本件土地を取得しなければならないという事情があったことを認識しながら、本件土地の適正価格と著しく乖離した価額を、それと知りつつ原告に提示して譲らず、不当に

高額な対価により本件契約を締結させたものとされている。本件請求は、前件判決に従い、これにより原告に損害を生じさせたことについての、被告らの不法行為責任を追及するものである。

なお、前件判決は、これに対する上告及び上告受理申立てについて、令和3年10月7日、棄却又は不受理決定がなされたことにより、同日確定した（甲2／決定調書正本、甲3／判決確定証明書）。そして、被告らに対しては、前件訴訟の差戻前原審において訴訟告知がなされているから、前件判決の効力は被告らにも及び、被告らは、上記被告らの不法行為責任を争うことができない（甲4／訴訟告知書、甲5／郵便送達報告書）。

したがって、本件請求が認容されるべきことは明らかである。

3 被告らの不法行為責任

以下、前件判決の認定に基づき、被告らの不法行為責任を基礎づける理由について、順に述べる。

(1) 権利侵害・違法性・故意又は過失

ア 本件契約の締結及び代金支払い

原告は、被告らの要求により、被告らとの間で、平成30年2月15日付けにて、売買代金を1億6772万2252円とする本件契約を締結し（甲6／土地売買仮契約書）、同年3月28日における本件契約に係る奈良市議会の同意議決により、同年4月10日、当該売買代金の全額を被告らに対して支払った。

それに至る経緯については、以下述べるとおりである。

イ 本件契約締結及び売買代金額の決定に至る経緯

(ア) 背景事情

原告においては、大正時代に建設され、昭和30年代には既に老朽化が問題となっていた市営東山霊苑火葬場に代わる、新たな火葬場（以

下「新斎苑」という。)の建設が、長年にわたる市政上最重要の懸案事項となっていた。これについては、代々の市長がその解決のために新斎苑の建設用地の取得を試みてきたが、地域特性等の要因もあって、住民らの反対が根強く、昭和33年に市営火葬場対策委員会が設置されて以降、60年以上にもわたって、何ら打開策を見いだせない状況が続いていた(甲7/陳述書(向井政彦)、甲8/証人調書(向井政彦))。

(イ) 被告らとの交渉の開始

そのような中で、現在の仲川元庸市長の就任後、改めてゼロベースで新斎苑候補地の市内全域からの探索が行われた。当初は、市内の全区域の自治連合会より、新斎苑建設用地の適地は各自治連合会の区域内に一切存在しない旨の回答があるなど、調整は難航した。しかしながら、複数候補地に絞り込んだうちの一つであった本件土地について、被告ら及び地域住民らとの調整を重ねた結果、平成25年頃には、本件土地を新斎苑建設地の候補地とすることについて、被告ら及び地域住民のうち多くの者からの同意を得ることができた。そこで、以降、原告は、本件土地の取得に向けて、被告らとの交渉を具体的に進めていくこととした。なお、被告■■■■は、交渉を被告■■■■に一任しており、原告は、主に被告■■■■との間で交渉を行った(甲9/証人調書(■■■■))。

交渉にあたっては、原告と被告らとの間で具体的な交渉期限等が定められていたわけではないが、原告は、市町村の合併の特例に関する法律に基づいて発行する合併特例債の活用により、新斎苑整備事業予算の多くについて地方交付税措置により賄うことを予定していた。そのため、原告としては、市営東山霊苑火葬場の老朽化への対応のみならず、合併特例債の期限内に事業を完了するためにも、早期に本件土地

の取得を実現する必要があった（甲7ないし甲9）。

(ウ) 被告らの交渉姿勢

原告と被告らとの交渉における時系列的なやり取りの詳細については、別紙交渉記録一覧表のとおりである。以下、主要な点について説明を補足する。

別紙一覧表にもあるとおり、被告■は、本件土地の原告への売却について、基本的に同意する姿勢を見せてはいたものの、その売却価格については強いこだわりを示していた。

原告と被告らは、いったんは不動産鑑定評価額を基礎とする額で売買契約を締結する旨の合意をした（甲10/奈良市新斎苑建設に伴う土地購入等に関する覚書）。しかしながら、実際に鑑定評価を行ったところ、二者から取得した鑑定評価額の平均値が1平方メートルあたり463円、これに本件土地の実測面積を乗じた額が5129万1547円と算出された後には、被告■は、鑑定評価額に基づく本件土地の売却を明確に拒否した（甲11/鑑定評価書、甲7ないし甲9）。そして、被告■は、原告にとって、上記（ア）及び（イ）の事情から本件土地を取得する必要性及び緊急性が極めて高かったこと、また本件土地に多量の産業廃棄物が埋設され、本件土地の利活用のためにはその撤去費用として1億円を優に超える金額を支払わなければならないことを知りながら、鑑定評価額での売却などは絶対にあり得ず、3億円ないし2億2000万円といった金額を挙げて交渉を続けた（甲7ないし甲9）。

なお、本件土地取得の緊急性を基礎づける主要な事情である、上記（イ）の合併特例債の活用期限について、交渉当時においては、遅くとも平成29年度中（平成30年3月まで）には本件用地取得を完了する必要があるものと認識されていた（甲7ないし甲9）。

(エ) 売買代金額の決定

原告において交渉にあたっていた、市長仲川元庸らとしては、本件土地取得の必要性、緊急性に鑑みて、合理的な代金額の範囲にて被告らとの合意を成立させるべく、不動産鑑定評価額の基礎となっていた事由に加え、本件土地の隣接地及び近隣地における奈良県の公共用地取得価格を考慮するなどして、鑑定評価額のみに基づくよりも高額な売買代金額を提案して交渉し、最終的に売買代金額を1億6772万2252円とすることで、平成29年11月19日、被告らと合意することができた(甲7)。この合意に基づいて、本件契約が締結され、代金額の支払がなされたものである。

ウ 小 括

以上のように、本件契約の締結は、契約当事者の行動として社会通念上許される範囲を逸脱した、被告らの違法不当な交渉姿勢及び契約締結行為によってなされたと前件判決によって認定されたものである。

そして、被告らは、上記経緯に照らせば、本件土地の不動産鑑定評価額及び本件土地に多量の産業廃棄物が埋設されている事実を把握していたものであるから、本件不法行為に基づく売買代金の支払いによって、原告の損失において被告らの利益を図ることになるものであることを認識し、又は認識し得たものであって、被告らには、少なくとも過失が認められる(甲1:27ページ以下、第3、4において同旨)。

(2) 損害・因果関係

ア 売買代金額の出捐

上述のとおり、被告らの行為は、原告の権利を違法に侵害するものであることから、本件契約に基づいて原告が出捐した売買代金額1億6772万2252円が、これによって原告に生じた損害の額となり得る。

イ 損益相殺

他方で、原告は、本件契約に基づく代金の支払いにより、本件土地所有権を取得するという利益を得ていることから、本件土地の価格分を、実際に支払った売買代金額から控除した金額が、原告の損害の額となる。

そして、原告としては、少なくとも不動産鑑定評価に基づいて算定される本件土地価格程度の利益を、本件土地の取得によって得たものと認められる。そのため、本件契約に係る売買代金から、本件土地の不動産鑑定評価額（甲11）を控除すべきである。

ウ 小括

したがって、本件契約に基づいて原告が被告らに対して支払った売買代金額である金1億6772万2252円から、本件土地について不動産鑑定士二者の算出した鑑定評価額の平均値に基づく本件土地の評価額金5129万1547円を控除した、金1億1643万0705円が、被告らの行為により原告に生じた損害の額となる（甲1：29ページ以下、第3、5において同旨）。

4 本件判決の確定及びその効力

(1) 訴訟の経緯

ア 前件訴訟の差戻前原審として、原告を被告として、被告ら及び訴外仲川元庸に対して本件契約に係る売買代金額全額の支払を請求すべきと命じること等を求める住民訴訟が、住民監査請求を経て、市民らにより、平成30年5月24日、奈良地方裁判所に提起された（奈良地方裁判所平成30年（行ウ）第10号。以下「差戻前原審」という。）。

差戻前原審の判決は、令和2年1月30日に出され、原告に対して、訴外仲川元庸に売買代金額全額の支払いを請求するよう命じること等を内容としていた。

イ これに対して、差戻前原審の原告被告双方が大阪高等裁判所に控訴し

たところ、差戻前原審について判決言渡し手続きの不備があったことから、いったん奈良地方裁判所に差し戻され、再度差戻前原審と同内容の判決が出された後、改めて当事者双方が控訴したものが、前件訴訟である。

ウ 前件判決は、令和3年2月26日に出され、原告に対して、訴外仲川元庸及び被告らに金1億1643万0705円及び遅延損害金（以下、総称して「本件認容額」という。）を請求するよう命じるものであった（甲1）。

エ 前件判決に対して、当事者双方が上告ないし上告受理申立てを行ったが、いずれについても、令和3年10月7日、最高裁判所により、これらを棄却ないし不受理とする決定がなされ、前件判決が確定した（甲2、甲3）。

(2) 訴訟告知

ア 原告は、差戻前原審の係属後、地方自治法242条の2第7項に基づき、平成30年8月8日、被告ら及び訴外仲川元庸に対して訴訟告知を行い、被告ら兩名に対して、いずれも同月14日に、訴訟告知書副本の送達がなされ、訴訟告知の効力が生じた（甲4、甲5）。

イ 被告■■■は、差戻前原審において証人として出廷しており（甲9）、訴訟参加を行うについて特段の支障となる事情は認められなかったものの、被告らは、差戻前原審から前件訴訟を通じて、訴訟手続のいずれの段階においても、訴訟参加しなかった。

ウ したがって、前件判決は、原告と被告らとの間においても効力を有し、被告らは、前件判決において、被告らに対して支払いを請求するよう命じられた、本件認容額の全額を支払うべき義務について争うことができないものである（民事訴訟法53条、46条、地方自治法242条の3第4項）。

第3 結 語

よって、原告は、被告らに対して、不法行為に基づき、金1億1643万0705円及びこれに対する不法行為時である平成30年4月10日から支払済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 甲号証写し | 各1通 |
| 2 委任状 | 1通 |

(別紙)

当事者目録

〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1-1

原 告 奈 良 市
市 長 仲 川 元 庸

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ12階

弁護士法人関西法律特許事務所 (送達先)

TEL 06-6231-3210

FAX 06-6231-3377

原告代理人弁護士 山 形 康 郎

同 弁護士 和 田 健

被 告

被 告

交渉記録一覧表

(別紙)

No	面談等の日時	主な協議内容と用地に係るやりとり	備考	市出席者	
1	平成25年1月31日	(市)再度、横井町山林を候補地とすることへの同意を求める。 (地)候補地とすることについては了承	面談	市民生活部長、市民生活部次長、生活環境課長及び課員	
2	平成25年4月16日	(市)新年度の挨拶及び市長定例記者会見で横井町山林を移転先とする方針を発表した旨の報告	面談	市民生活部長、市民生活部次長、生活環境課長及び課員	
3	平成25年9月30日	(市)進捗状況の報告 (地)現地立ち入りを要する調査にあたっては同意書が必要	面談	副市長、市民生活部長、市民生活部次長、生活環境課員	
4	平成26年5月1日	(市)地形測量の依頼	面談	市民生活部次長、新斎苑建設推進課長及び課員	
5	平成26年12月11日	(市)地形測量のための現地立ち入り承諾書の署名・押印依頼 (地)測量については了解。周辺の公共用地の買収例からして用地費が2億円程度にしかならないのではないかと話も聞いたが、仮にそのような低額であれば、到底売却に応じることはできない。	面談	市民生活部次長、新斎苑建設推進課長及び課員	
6	平成26年12月15日	(地)地形測量のための現地立ち入り承諾書に署名・押印	面談	新斎苑建設推進課長及び課員	
7	平成27年2月24日	(市)土質調査依頼、地形測量の進捗報告 (地)物には原価がある。	面談	市長、参与、市民生活部次長、新斎苑建設推進課長及び課員	
8	平成27年4月16日	(市)地形測量と土質調査の進捗報告、環境影響評価の依頼、土地購入費の考え方を説明し理解を求める。	面談	市民生活部長、市民生活部次長、新斎苑建設推進課長及び課員	
9	平成27年5月26日	(市)環境影響評価の依頼、土地購入等に関する覚書を提示。 (地)鑑定評価を基礎とする文言を入れた覚書の締結については同意する。 合併特例債の期限もあり厳しいスケジュールだろうが、問題無いように進めてほしい。	面談	参与、市民生活部次長、新斎苑建設推進課長	
10	平成27年7月10日	(市)副市長就任挨拶、事業進捗報告、地形測量の結果報告	面談	副市長、市民生活部次長、新斎苑建設推進課長	
11	平成27年7月23日	(市)境界立会前の現場事前確認	面談	市民生活部長、市民生活部次長、新斎苑建設推進課長及び課員	
-	平成27年7月30日	覚書締結			
12	平成27年8月21日	(市)土地購入に関する覚書(H29.7.30付)を渡す。環境影響評価の依頼	面談	市民生活部次長、新斎苑建設推進課員	
13	平成27年10月28日	(市)用地測量の依頼、土質調査結果の報告等	面談	市民生活部次長、新斎苑建設推進課員	
14	平成27年12月25日		面談	市民生活部次長、新斎苑建設推進課員	
15	平成28年5月6日		面談	新斎苑建設推進課員	
16	平成28年5月19日		(市)用地測量に伴う境界確定の立会及び確認	面談	新斎苑建設推進課員
17	平成28年7月20日		面談	市民生活部参事、新斎苑建設推進課長及び課員	
18	平成28年8月23日	(市)境界確定に伴う書類の確認、印鑑証明取得と署名・押印の依頼 (地)調査などと言う名目で、自分の承諾も無しに勝手に土地に入っている者が多いのは問題である。	面談	副市長、新斎苑建設推進課員	
19	平成28年10月3日	(市)物理探査業務の依頼 (地)境界確定書類への署名・押印・印鑑証明提出	面談	市民生活部参事、新斎苑建設推進課員	
20	平成28年12月2日	(市)基本計画、物理探査結果、環境影響評価結果報告 (地)事業計画の見直しにより、用地費も低下しているのではないかと、これ以上金額を減らさないでくれ。	面談	市民生活部参事、新斎苑建設推進課員	
21	平成28年12月22日	(市)12月議会での補正予算可決の報告 (地)委員会発言のあった基本計画の用地関連費の枠である3億円で全部購入してくれればよい	面談	副市長、市民生活部参事、新斎苑建設推進課員	

交渉記録一覧表





(別紙)

No	面談等の日時	主な協議内容と用地に係るやりとり	備考	市出席者
22	平成29年1月18日	(市)年報挨拶、アドバイザー業務依頼、現場視察について。 (地)現場視察は市民環境の委員に限定でOK。 土地の価格については原価もある。	面談	市長、副市長、市民生活部参事、新斎苑建設推進課員
23	平成29年4月6日	(市)計画地西側で観測井の調査依頼、不動産鑑定士からの聞き取りでは思っておられるような金額は厳しい。岩井川ダムの土地価格でも当時から下落している。 (地)調査は拒否する。土地の価格は買い取った原価がある。安かったら売らない。敷地の好きな所を使ってほしい。損はしたくない。予算は3億と公表したが周りから誰も高いという反対はない。	面談	新斎苑建設推進課員
24	平成29年4月27日	(市)都市計画決定の手続きについて説明 (地)土地の価格が3億円ということに対し、議員や新聞から用地が高いと声は出なかった。3億円までであれば問題ないということだろう。低ければ売らないだけのことである。ものには値段と値打ちがある。3億円の内、仮にゴミ撤去費の半分5千万円を引いても2億5千万円だ。	面談	市民生活部長、新斎苑建設推進課員
25	平成29年5月19日	(市)事業進捗報告。土地鑑定の必要性説明。	面談	市長、副市長、新斎苑建設推進課員
26	平成29年7月25日	(市)投棄物調査の進捗報告 (地)土地は3億円と思っている。枠が3億円なら上限で3億円。	面談	市民生活部長、新斎苑建設推進課長及び課員
27	平成29年8月2日	(市)投棄物調査業務における土地履歴調査についての確認 (地)確認内容に特に問題はない。	面談	市長、副市長、新斎苑建設推進課員
28	平成29年8月10日	(市)詳細設計のボーリング調査依頼 (地)現時点での調査の協力は拒否(その後、11月22日付で承諾書を受け取る)	面談	新斎苑建設推進課員
29	平成29年11月7日	(市)不動産鑑定2者平均となる463円、計画地約5.8ha、金額として約2,700万円と伝える。地元対策として西山の購入を依頼。 (地)断る。 (市)準備していた地権者側の競争による取得価格の現在評価額として約1億2,800万円を提示し、投棄物処理費約1億4,200万円は市が負担することを提示。 (地)当時購入した金額を下回るようでは協力できない。元々枠3億、投棄物調査で1千万円かかり残り2.9億円、これに投棄物処理費を半分負担しても2.2億円。何回来てもあかん。	面談	副市長、市民生活部長、新斎苑建設推進課員
30	平成29年11月9日	(市)再度訪問のため連絡 (地)前回と同じ金額を持ってくるようであれば、これ以上話ほできない。	電話対応	新斎苑建設推進課員
31	平成29年11月13日	(地)前回、当時の土地購入価格の現在評価額1.28億円という提示があったが費用の枠は3億円であり、あまりにも低過ぎる。 (市)最大1.5億円までと思っている。箱一杯の数字である。	面談	市長、副市長
32	平成29年11月14日	(地)昨日の金額ではやはり売却は不可能である。親族から激しく反対を受け、とても説得できない。最初の1.28億円に1億円上積みして2.28億円にしてほしい。その金がないなら計画地だけ1.5億円で買い、西山は後で買えばいい。これがだめなら売らない。 (市)奈良市民のために協力して欲しい。 (地)やはり無理だ。ここまでしよう。もう売らない。 (市)また、会って話をしたい。 (地)会っても同じだ。2.28億円では売らない。	電話対応	副市長
33	平成29年11月15日	(地)土地の半分で1.5億円ならわかるが、1.1haでは納得できない。3億円持っているのと違うのか。西山も含めて全部の山なら6億円だ。それを1.5億円で売るとは25%じゃないか。それで親の財産を売るのが。半分の山で1.5億円ならわかる。ゴミのあるのはわかっていたはずで、こちらが入れたわけではない。合併特別償で22億円のメリットがあるのだから、その1割2.2億円を土地代にすればいい。計画地だけで1.5億円ならまだわかる。もう売らないから取用でも裁判でも構わない。 (市)〇〇氏の協力でここまでできた。感謝している。「西山は売らない。計画地だけ」ということなら検討する。	面談	市長、副市長

交渉記録一覧表

(別紙)

No	面談等の日時	主な協議内容と用地に係るやりとり	備考	市出席者
34	平成29年11月19日	(市)西側含めた11haについて、鑑定後に内部的に試算していた適正金額である、鑑定費用と岩井川ダム買取価格とに基づく約1.67億円を最終的な金額として提示、併せて投棄物処理費約1億4,200万円についても市負担する旨を提示し、これ以上は絶対に取り得ないことを明言。 (地)市の事情や説明も理解したので、金額について了解した。	面談	市長、副市長
35	平成29年11月22日	(地)1億6,772万2,252円で売却する旨の合意書へ署名押印(11月19日)、11月20日付市決裁の上押印、地権者へ渡す。	面談	副市長、新斎苑建設推進課員

保存期間	30年	決裁区分	市長決裁				
收受日		文書番号					
起案日	令和5年 4月25日	公印	不要				
決裁日	令和5年 4月 25日	起案者	齋苑管理課 係長級 南川 憲一 (印) (電話番号: 内 2683)				
施行日	令和5年 4月 25日						
処理期限							
発信元文書の日付							
分類	D-2-5	議会提案	なし				
簿冊名	新齋苑用地						
あて先							
件名	新齋苑用地取得に係る損害賠償請求事件（奈良地方裁判所令和4年（ワ）第56号）に関する和解について						
決裁・合議	市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	課内
							
公印使用承認							
<p>伺い文</p> <p>新齋苑用地取得に係る損害賠償請求事件（奈良地方裁判所令和4年（ワ）第56号）につきましては、奈良地方裁判所より令和5年3月29日付で和解案が提示され、既に同意する旨、回答しております。今回、令和5年4月25日付で別紙和解条項案が提示されました。この和解条項案は、和解案で定めた被告の支払義務の詳細等を規定しており和解案と一体となるものです。</p> <p>つきましては、別紙和解条項案に同意することとしてよろしいか伺います。</p>							
記							

相手方

[REDACTED]

事件名 奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号 損害賠償請求事件

以上

令和4年(ワ)第55号 損害賠償請求事件(以下「55号事件」という。)

原告 奈良市

被告 仲川元庸(以下「被告仲川」という。)

令和4年(ワ)第56号 損害賠償請求事件(以下「56号事件」という。)

原告 奈良市

被告 ■■■■■、■■■■■(以下「被告■■■■■ら」という。)

和解条項案

令和5年4月25日

奈良地方裁判所民事部合議2係

頭書各事件について、令和5年3月29日付けの和解案提示後の当事者らの検討状況等を踏まえて、別紙のとおり和解条項案を提示しますので、ご検討ください。

和解条項案（55号事件）

- 1 被告仲川は、原告に対し、本件（奈良地方裁判所令和4年（ワ）第55号損害賠償請求事件の請求原因に係る原告と被告との紛争一切をいう。以下同じ。）の解決金として3000万円の支払義務があることを認める。
- 2 原告と被告仲川は、本日、前項の金員のうち897万7539円の支払債務と、原告の被告仲川に対する令和3年12月、令和4年6月及び同年12月の期末手当に相当する同額の預り金返還債務とを対当額で相殺する。
- 3 被告仲川は、原告に対し、第1項の金員のうち前項による相殺後の残額2602万2461円を、令和5年6月30日限り、支払う。
- 4 原告及び被告仲川は、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- 5 原告はその余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告仲川は、原告と被告仲川との間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

和解条項案（56号事件）

- 1 被告■■■■らは、原告に対し、本件（奈良地方裁判所令和4年（ワ）第56号損害賠償請求事件の請求原因に係る原告と被告らとの紛争一切をいう。以下同じ。）の解決金として3000万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告■■■■らは、原告に対し、前項の金員のうち1000万円を、令和5年6月30日限り、支払う。
- 3 被告■■■■らが前項の金員を支払ったときは、原告は、原告を債権者、被告■■■■らを債務者とする大阪地方裁判所令和4年（ヨ）第36号債権仮差押命令申立事件を取り下げる。
- 4 被告■■■■らは、第1項の金員のうち2000万円を、前項の取下げの日から起算して30日後の日限り、連帯して支払う。
- 5 被告■■■■らが前項の金員を支払ったときは、原告は、原告を債権者、被告■■■■らを債務者とする大阪地方裁判所令和4年（ヨ）第35号不動産仮差押命令申立事件を取り下げる。
- 6 被告■■■■らは、原告が第3項の事件について立てた担保（奈良地方法務局令和3年度金第570号をもって供託した金1040万円及び同令和3年度金第572号をもって供託した金460万円）及び前項の事件について立てた担保（奈良地方法務局令和3年度金第569号をもって供託した金415万円及び同令和3年度金第571号をもって供託した金185万円）の各取消しに同意し、原告と被告■■■■らは、各取消決定に対し抗告しない。
- 7 原告及び被告■■■■らは、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- 8 原告はその余の請求を放棄する。

9 原告及び被告■■■らは、原告と被告■■■らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

1.0 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

保存期間	30年	決裁区分	市長決裁				
收受日		文書番号					
起案日	令和5年4月19日	公印	不要				
決裁日	令和5年4月19日	起案者	齋苑管理課 係長級 南川 憲一 (印) (電話番号: 内 2683)				
施行日	令和5年4月19日						
処理期限							
発信元文書の目付							
分類	D-2-5	議会提案	なし				
簿冊名	新齋苑用地						
あて先							
件名	新齋苑用地取得に係る損害賠償請求事件(奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号)に関する和解について						
決裁・合議	市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	課内
	(印)	(印)	(印)		(印)		
公印使用承認							
<p>伺い文</p> <p>新齋苑用地取得に係る損害賠償請求等履行請求控訴事件(令和2年(行コ)第116号)の判決が確定したことを受け、令和3年11月17日に債務者に対して損害賠償金の請求を行いました。期限とした同年12月6日までに支払いがありませんでした。</p> <p>そこで、債務者のうち元地権者である■■■■氏、■■■■氏を相手方として、令和4年2月14日付けで奈良地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起いたしました。</p> <p>今回、奈良地方裁判所より令和5年3月29日付で別紙のとおり和解案が提示されました。</p> <p>本件の訴訟代理人である弁護士法人関西法律特許事務所 山形康郎弁護士からは、令和5年4月14日付けで和解案に関する意見書が提出され、「本件訴訟及び関連事情に鑑みて、</p>							

一定の合理性が見られ、これを受諾し、和解の成立により本件訴訟を終結させるという判断も、適切な紛争解決の方法として是認できる」との意見を受けました。

さらに、令和5年4月19日にガバナンス懇話会を開催し、和解案について意見を伺ったところ、いずれの委員からも和解案受入れに対して賛成とのご意見をいただきました。

つきましては、別紙和解案について同意する旨、回答してよろしいか、伺います。

なお、本件和解につきましては、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により、議会の議決を要するものです。

記

相手方

事件名 奈良地方裁判所令和4年（ワ）第56号 損害賠償請求事件

和解内容 被告は、原告に対し、連帯して3,000万円を支払う

以上

21. 土地収用（土地）で取得に要した日数

都市整備部 駅周辺整備事務所

建設部 道路建設課

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・102号西大寺一条線
及び7・5・102号西大寺東線

時期	内容
平成28年12月	所有者との協議開始
平成31年4月	県収用委員会と裁決申請に向けた協議開始
令和元年12月27日	県収用委員会に裁決申請を提出
令和2年11月16日	所有権移転

合計期間：4年

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業7・4・100号三条線

時期	内容
平成19年6月	所有者・借家人との協議開始
平成25年10月	県収用委員会と裁決申請に向けた協議開始
平成26年3月18日	県収用委員会に裁決申請を提出
平成27年1月9日	所有権移転

合計期間：7年7月

23. 住民訴訟の判決後の後続する訴訟での和解事例（全て）

総務部 法務ガバナンス課

件名に係る事例の全てを把握する方法がないため、当該事例について提出できる資料はございません。